

改正案	現行
<p style="text-align: center;">第2章 免許を要する無線局の一般的審査</p> <p>（無線局の免許及び再免許並びに予備免許）</p> <p>第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局又は基幹放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3箇月以上6箇月を超えない期間に申請を行った者に限り、基幹放送をする無線局については、同条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際、再免許に係る放送の継続の確保に配慮する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 無線局事項書に記載された事項は、次のアからクまでに適合するものであること。</p> <p>ア 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項は、別表2の区分に適合するものであること。また、特定基地局にあつては、この規定にかかわらず、無線局の目的が電気通信業務用又は移動受信用地上基幹放送用であり、免許の主体が当該特定基地局に係る認定開設者であること。</p> <p>イ 公共業務用無線局(根本基準第4条に規定する無線局をいう。以下同じ。)の範囲並びに公共業務用無線局及びその他の一般無線局(根本基準第8条に規定するその他の一般無線局をいう。以下同じ。)の開設申請に対する電気通信業務用電気通信施設利用の基準は、別添1のとおりとする。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ 無線設備の設置場所は、次の条件に適合するものであること。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 移動する無線局の移動範囲は、無線局の目的、通信事項及び開設を必要とする理由に照らして必要な範囲であること。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 免許を要する無線局の一般的審査</p> <p>（無線局の免許及び再免許並びに予備免許）</p> <p>第3条 法第6条第1項又は第2項の申請書並びにそれに添付される免許規則に定める無線局事項書及び工事設計書を受理したときは、法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認められるときは、予備免許若しくは免許又は再免許を与える。ただし、電気通信業務用無線局又は基幹放送をする無線局に割り当てることができる周波数が不足する場合には、それぞれ、根本基準第9条又は放送局根本基準第10条の規定に基づき優先する無線局の申請者に予備免許又は再免許を与える。この場合において、一方の申請者が再免許の申請を行った者であるときは、他方の申請者は、当該再免許に係る無線局の免許の有効期間満了前3箇月以上6箇月を超えない期間に申請を行った者に限り、基幹放送をする無線局については、同条の規定に基づき優先する基幹放送をする無線局を審査する際、再免許に係る放送の継続の確保に配慮する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 無線局事項書に記載された事項は、次のアからクまでに適合するものであること。</p> <p>ア 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由は、別表2の区分に適合するものであること。また、特定基地局にあつては、この規定にかかわらず、無線局の目的が電気通信業務用又は移動受信用地上基幹放送用であり、免許の主体が当該特定基地局に係る認定開設者であること。</p> <p>イ 公共業務用無線局(根本基準第4条に規定する無線局をいう。以下同じ。)の範囲並びに公共業務用無線局及びその他の一般無線局(根本基準第8条に規定するその他の一般無線局をいう。以下同じ。)の開設申請に対する電気通信業務用電気通信施設利用の基準は、別添1のとおりとする。</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>カ 無線設備の設置場所は、次の条件に適合するものであること。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 移動する無線局の移動範囲は、無線局の目的及び開設を必要とする理由に照らして必要な範囲であること。</p>

(キ) (略)
キ、ク (略)
(4)～(13) (略)

別添1(第3条関係)

公共業務用無線局の範囲並びに公共業務用無線局及びその他の一般無線局の開設申請に対する電気通信業務用電気通信施設利用の基準

1 公共業務用無線局の範囲は、次のとおりとし、通信事項は、別表2の区分によるものとする。

(1)～(4) (略)
(削除)

(キ) (略)
キ、ク (略)
(4)～(13) (略)

別添1(第3条関係)

公共業務用無線局の範囲並びに公共業務用無線局及びその他の一般無線局の開設申請に対する電気通信業務用電気通信施設利用の基準

1 公共業務用無線局の範囲は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

2 公共業務用無線局の目的及び通信事項は次のとおりとする。

目的	通信事項
電気通信業務用	電気通事事業運営に関する事項
警察用	警察事務に関する事項
	道路交通情報に関する事項
	交通量等位置情報に関する事項
	航空機の航行に関する事項
	船舶の航行に関する事項
	核原料物質及び原子炉の規制に関する法律の通報に関する事項
	航空機の修理に関する事項
	飛行援助に関する事項
海上保安用	海上保安事務に関する事項
	航空機の航行に関する事項
	船舶の航行に関する事項
	航路標識に関する事項
	無線標定に関する事項
	浮標の識別に関する事項
	浮標の無線標定に関する事項
	海上無線航行業務に関する事項
	気象通報に関する事項
	航空機の修理に関する事項
	飛行援助に関する事項
航空保安用	航空交通管制に関する事項
	航空機の安全及び運行管理に関する事項
	無線標識に関する事項
	航空無線航行に関する事項
	航空保安無線施設に関する事項
	航空保安事務に関する事項

<u>防衛用</u>	<u>防衛に関する事項</u>	
	<u>航空無線航行に関する事項</u>	
	<u>無線標識に関する事項</u>	
<u>治安維持対策用</u>	<u>治安維持対策に関する事項</u>	
<u>気象用</u>	<u>気象業務に関する事項(気象警報に関する事項を除く。)</u>	
	<u>気象警報に関する事項</u>	
	<u>無線標定に関する事項</u>	
	<u>気象観測実験に関する事項</u>	
<u>国家行政用</u>	<u>税関事務に関する事項</u>	
	<u>検疫事務に関する事項</u>	
	<u>麻薬取締に関する事項</u>	
	<u>入国管理に関する事項</u>	
	<u>国税事務に関する事項</u>	
	<u>公安調査に関する事項</u>	
	<u>矯正管理に関する事項</u>	
	<u>電気通信監理に関する事項</u>	
	<u>外務行政事務に関する事項</u>	
	<u>国会事務に関する事項</u>	
	<u>防災事務に関する事項</u>	
	<u>運輸関係災害対策に関する事項</u>	
	<u>外交に関する事項</u>	
	<u>検察事務に関する事項</u>	
	<u>電気通信規律に関する事項</u>	
	<u>放射能汚染の管理業務に関する事項</u>	
	<u>消防事務に関する事項</u>	
	<u>防災対策用</u>	<u>防災対策に関する事項</u>
	<u>水防用</u>	<u>水防事務に関する事項</u>
<u>水防道路用</u>	<u>水防道路に関する事項(災害対策・水防に関する事項を除く。)</u>	
	<u>災害対策・水防に関する事項</u>	
	<u>道路交通情報通信に関する事項</u>	
	<u>狭域通信に関する事項(道路交通情報通信に関する事項に限る。)</u>	
<u>防災行政用</u>	<u>防災行政事務に関する事項</u>	
	<u>飛行援助に関する事項</u>	
	<u>航空機の修理に関する事項</u>	
	<u>航空機の航行に関する事項</u>	
	<u>水防事務に関する事項</u>	
	<u>消防の任務に関する事項</u>	
<u>消防用</u>	<u>消防の任務に関する事項</u>	
	<u>消防防災事務に関する事項</u>	

	<u>船舶の航行に関する事項</u>
	<u>航空機の航行に関する事項</u>
	<u>飛行援助に関する事項</u>
	<u>航空機の修理に関する事項</u>
<u>放流警報用</u>	<u>河川法第48条に規定する通知に関する事項</u>
	<u>観測情報の伝送に関する事項</u>
<u>霧警報用</u>	<u>霧警報に関する事項</u>
<u>公害対策用</u>	<u>公害対策に関する事項</u>
<u>土地改良事業用</u>	<u>土地改良事業に関する事項</u>
<u>地方行政用(地方公共団体が災害対策基本法第4条から第6条までに規定する責務を遂行するために開設する無線局に限る。ただし、電気事業、消防、水防、鉄道、索道、軌道、一般乗合旅客自動車運送事業、防災行政、公害対策、ガス及び上下水道の事業又は業務のみを行うものを除く。)</u>	<u>地方行政事務に関する事項</u>
<u>道路交通情報通信用</u>	<u>道路交通情報通信に関する事項</u>
<u>道路管理用</u>	<u>道路管理に関する事項</u>
	<u>道路交通情報に関する事項</u>
	<u>本四連絡高速道路の事業に関する事項</u>
<u>電気事業用</u>	<u>電気事業に関する事項</u>
	<u>電気保安業務に関する事項</u>
	<u>給電に関する事項</u>
	<u>核原料物質及び原子炉の規制に関する法律の通報に関する事項</u>
	<u>侵入検知に関する事項</u>
<u>ガス事業用</u>	<u>ガス事業に関する事項</u>
<u>水資源開発用</u>	<u>水資源開発に関する事項</u>
<u>上下水道事業用</u>	<u>上下水道事業に関する事項</u>
<u>熱供給事業用</u>	<u>熱供給事業に関する事項</u>
<u>放送事業用</u>	<u>放送番組の中継に関する事項</u>
	<u>放送番組素材の中継に関する事項</u>
	<u>放送番組の取材等の連絡に関する事項</u>
	<u>無線設備の監視・制御に関する事項</u>
	<u>放送事業に関する事項(中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。)</u>
<u>有線テレビジョン放送事業用</u>	<u>有線テレビジョン放送事業に関する事項</u>
<u>標準周波数用</u>	<u>標準周波数及び標準時の通報</u>
<u>海事用</u>	<u>航路警戒に関する事項</u>

<u>港湾業務用</u>	<u>港湾管理に関する事項</u>
	<u>港務通信に関する事項</u>
	<u>国際港湾施設の保安の確保等に関する事項</u>
<u>救難用</u>	<u>海難救助に関する事項</u>
	<u>船舶又は航空機の救難に関する事項</u>
	<u>捜索救助作業に関する事項</u>
	<u>船舶の航行に関する事項</u>
<u>漁業指導監督用</u>	<u>漁業指導監督に関する事項</u>
	<u>漁業の調査に関する事項</u>
	<u>無線標定に関する事項</u>
	<u>浮標の無線標定に関する事項</u>
	<u>船舶の航行に関する事項</u>
	<u>浮標の識別に関する事項</u>
	<u>電報の託送に関する事項</u>
<u>鉄道軌道事業用</u>	<u>列車防護警報に関する事項</u>
	<u>鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項</u>
<u>索道用</u>	<u>索道用掘機の安全運行に関する事項</u>
<u>自動車運送事業用</u>	<u>一般乗合旅客自動車の安全運行に関する事項</u>
<u>赤十字用</u>	<u>赤十字に関する事項</u>
<u>山岳遭難対策用</u>	<u>山岳遭難防止及び救助に関する事項</u>
<u>無線標定業務用(港務を目的とするものに限る。)</u>	<u>位置信号業務に関する事項</u>
	<u>無線標定に関する事項</u>
<u>宇宙開発用</u>	<u>ロケット打上情報周知に関する事項</u>
	<u>ロケット実験に伴う警備上の連絡に関する事項</u>
	<u>作業連絡に関する事項</u>
	<u>船舶の航行に関する事項</u>
	<u>航空機の航行に関する事項</u>
	<u>宇宙実験に関する事項</u>
	<u>技術試験に関する事項</u>
<u>宇宙運用業務用</u>	<u>宇宙運用業務に関する事項</u>

2 公共業務用無線局及びその他の一般無線局の開設申請に対する電気通信業務用電気通信施設利用の比較の判断基準

- (1) 公共業務用無線局については、電気通信業務用電気通信施設利用との関連を考慮することなく免許し得るものであること。
- (2) その他の一般無線局については、周波数の有効利用の観点から電気通信業務用電気通信施設を利用することが適当でないと認められるものであること。

3 公共業務用無線局及びその他の一般無線局の開設申請に対する電気通信業務用電気通信施設利用の比較の判断基準

- (1) 公共業務用無線局については、電気通信業務用電気通信施設利用との関連を考慮することなく免許し得るものであること。
- (2) その他の一般無線局については、周波数の有効利用の観点から電気通信業務用電気通信施設を利用することが適当でないと認められるものであること。

別表2(第3条関係)

無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項

無線局の目的	免許の主体及び開設の理由	通信事項
電気通信業務用	1 <u>電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第6号に規定する電気通信業務を行う者が、電気通信役務の提供業務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること(当該電気通信業務を行う者が、通信設備の保守・管理を行うため開設して行う通信を併用する場合を含む。)</u>	電気通信業務に関する事項 <u>(注)</u>
	2 <u>電気通信事業法第2条第6号に規定する電気通信業務を行う者が、電気通信役務の提供業務の遂行上必要な通信を行うため、放送法(昭和25年法律第132号)第2条第3号の一般放送を行うため又は同号の一般放送の用に供するために開設するものであること(当該電気通信業務を行う者が、通信設備の保守・管理を行うため開設して行う通信を併用する場合を含む。)</u>	電気通信業務(一般放送利用を含む。)に関する事項
	3 <u>電気通信事業法第2条第6号に規定する電気通信業務を行う者が、電気通信役務の提供業務の遂行上必要な通信を行うため又は放送法第2条第3号の一般放送用のフィーダリンクを行うために地球局を開設するものであること(当該電気通信業務を行う者が、通信設備の保守・管理を行うため開設して行う通信を併用する場合を含む。)</u>	電気通信業務(一般放送用のフィーダリンクを含む。)に関する事項
公共業務用	4 <u>電気通信業務を行う者が、通信設備の保守・管理等を行うためのみに開設するものであること。</u>	電気通信事業運営に関する事項
	5 <u>衆議院及び参議院の各事務局が、国会事務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	国会事務に関する事項
	6 <u>内閣府が、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第3条第1項に規定する責務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	防災対策に関する事項
	7 <u>国土交通省が、運輸に関し、災害対策基本法第3条第1項に規定する責務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	—
	8 <u>防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体又は団体が、専らその相互間で防災対策上必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	—
	9 <u>警察庁が、警察法(昭和29年法律第162号)第2条第1項に規定する責務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	警察事務に関する事項
	10 <u>警視庁、地方公共団体、高志道路株式会社法(平成16年法律第99号)第1条の会社又は道路電送法(昭和26年法律第183号)第47条第1項の規定により免許を受けた等が、路側通信</u>	道路交通情報に関する事項(安全運転支援に関する事項を除く。)

別表2(第3条関係)

無線局の目的、通信事項、免許の主体及び開設の理由

無線局の目的	通信事項(注1)	免許の主体及び開設の理由
電気通信業務用	電気通信業務に関する事項 電気通信事業運営に関する事項 宇宙運用業務に関する事項 電報の託送に関する事項 航空機の運航管理又は運行管理の支援に関する事項	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第6号に規定する電気通信業務を行う者が、電気通信役務の提供又は通信設備の建設保全等の業務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。
電気通信業務用(一般放送利用を含む。)	電気通信業務に関する事項 電気通信業務(一般放送利用を含む。)に関する事項 電気通信事業運営に関する事項 宇宙運用業務に関する事項 電報の託送に関する事項 航空機の運航管理又は運行管理の支援に関する事項	次のいずれかに該当するものであること。 1 電気通信事業法第2条第6号に規定する電気通信業務を行う者が、電気通信役務の提供又は通信設備の建設保全等の業務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。 2 放送法第2条第3号の一般放送を行うため又は同号の一般放送の用に供するために開設するものであること。
電気通信業務用(一般放送用のフィーダリンクを含む。)	電気通信業務に関する事項 電気通信業務(一般放送利用を含む。)に関する事項 電気通信事業運営に関する事項 宇宙運用業務に関する事項 電報の託送に関する事項 航空機の運航管理又は運行管理の支援に関する事項	次のいずれかに該当するものであること。 1 電気通信事業法第2条第6号に規定する電気通信業務を行う者が、電気通信役務の提供又は通信設備の建設保全等の業務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。 2 放送法第2条第3号の一般放送用のフィーダリンクを行う地球局を開設するものであること。
警察用	警察事務に関する事項 道路交通情報に関する事項 交通量等位置情報に関する事項 航空機の航行に関する事項 船舶の航行に関する事項 核原料物質及び原子炉の規制に関する法律の通報に関する事項 航空機の修理に関する事項 飛行援助に関する事項	警察庁が、警察法(昭和29年法律第162号)第2条第1項に規定する警察の責務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。
海上保安用	海上保安事務に関する事項 航空機の航行に関する事項 船舶の航行に関する事項 航路標識に関する事項 無線標定に関する事項 浮標の識別に関する事項	海上保安庁が、海上保安庁法(昭和23年法律第28号)第2条第1項に規定する海上保安庁の任務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。

	<u>等を行うために開設するものであること。</u>	
11	<u>警察庁が、安全運転支援に関する通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>安全運転支援に関する事項</u>
12	<u>警察庁、海上保安庁等の治安維持の業務を行う行政機関が、専らその機関相互間において治安維持対策に関する通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>治安維持対策に関する事項</u>
13	<u>総務省が、電波監理の遂行上必要な通信又は電波・不法電波に対し注意、警告を行う通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>電気通信の監理・規律に関する事項</u>
14	<u>独立行政法人情報通信研究機構が、独立行政法人情報通信研究機構法(平成11年法律第162号)第14条第1項第3号の標準電波の発射を行うために開設するものであること。</u>	<u>標準周波数及び標準時の通報</u>
15	<u>消防庁、都道府県、市町村、地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条の規定より設けられた地方公共団体の組合又は同法第252条の2の規定により設けられた協議会が、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条に規定する消防の任務及び消防法(昭和23年法律第186号)第2条第9項に規定する救急業務(以下「消防の任務」という。)の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>消防事務に関する事項</u>
16	<u>消防庁又は都道府県が、その相互間で消防の任務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	—
17	<u>消防庁が、消防組織法に基づき、市町村、地方自治法第284条の規定により設けられた地方公共団体の組合、同法第252条の2の規定により設けられた協議会若しくは都道府県の消防の任務の円滑な遂行の支援に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	—
18	<u>都道府県から委託を受けた者が、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号)第2条に規定する救急医療用ヘリコプターの運航業務について、その委託された業務の範囲内に限り、当該都道府県の消防の任務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	—
19	<u>検察庁が、その事務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>検察事務に関する事項</u>

	<u>浮標の無線標定に関する事項 海上無線航行業務に関する事項 気象通報に関する事項 航空機の修理に関する事項 飛行援助に関する事項</u>	
<u>航空保安用</u>	<u>航空交通管制に関する事項 航空機の安全及び運行管理に関する事項 無線標識に関する事項 航空無線航行に関する事項 航空保安無線施設に関する事項 航空保安事務に関する事項 (注2、3)</u>	<u>次のいずれかに該当するものであること。</u> 1 <u>国土交通省又は防衛省が、航空法(昭和27年法律第231号)によって航空機の航行の援助又は航空交通の安全上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u> 2 <u>航空法第38条第1項に規定する国土交通大臣の許可を受けた者が、航空保安施設によって航空機の航行の援助又は航空交通の安全上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>
<u>防衛用</u>	<u>防衛に関する事項 航空無線航行に関する事項 無線標識に関する事項</u>	<u>防衛省が、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第3条に規定する自衛隊の任務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>
<u>治安維持対策用</u>	<u>治安維持対策に関する事項</u>	<u>治安維持の業務をつかさどる行政機関が、専らその機関相互間において治安維持対策に関する無線通信を行うために開設するものであること。</u>
<u>気象用</u>	<u>気象業務に関する事項(気象警報に関する事項を除く。) 気象警報に関する事項 無線標定に関する事項 気象観測実験に関する事項 (注4)</u>	<u>次のいずれかに該当するものであること。</u> 1 <u>気象庁が、気象業務法(昭和27年法律第165号)第3条に規定する気象庁長官の任務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u> 2 <u>気象業務法第6条に規定する気象の観測に必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>
<u>国家行政用</u>	<u>税関事務に関する事項 検疫事務に関する事項 麻薬取締に関する事項 入国管理に関する事項 国税事務に関する事項 労働基準監督に関する事項 公安調査に関する事項 矯正管理に関する事項 電気通信監理に関する事項 外務行政事務に関する事項 国会事務に関する事項</u>	<u>国の行政機関(外国の在邦大使館等を含む。)が、その所掌事務(警察、海上保安、航空保安、防衛、気象、水防道路、治安維持対策、防災行政、消防、水防、公害対策、防災対策又は土地改良事業を除く。)の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>

20	法務省が、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第3条に規定する刑事施設、少年院法(昭和23年法律第169号)第1条に規定する少年院、同法第16条に規定する少年鑑別所及び婦人補導院法(昭和33年法律第17号)第1条第1項に規定する婦人補導院の管理運営に関する事務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	矯正管理に関する事項
21	法務省が、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第61条の3の2第2項各号に掲げる事務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	入国管理に関する事項
22	公安調査庁が、その事務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	公安調査に関する事項
23	外務省が、その事務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	外務行政事務に関する事項
24	財務省が、税関事務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	税関事務に関する事項
25	財務省が、国税事務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	国税事務に関する事項
26	独立行政法人宇宙航空研究開発機構等が、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成14年法律第161号)第4条に規定する目的の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	宇宙開発に関する事項
27	文部科学省等が放射能汚染の管理業務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	放射能汚染の管理業務に関する事項
28	厚生労働省又は農林水産省が、検疫事務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	検疫事務に関する事項
29	厚生労働省が、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第54条第5項に規定する職務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	麻薬取締に関する事項
30	農林水産省、地方公共団体又は水防法(昭和24年法律第193号)第2条第1項に規定する水防管理団体が、水防業務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	水防事務に関する事項
31	国土交通省が、水防法、道路法(昭和27年法律第180号)、災害対策基本法等の関係法令に基づき、水防事務又は道路事務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	水防道路に関する事項(災害対策・水防に関する事項を除く。)
32	国土交通省が、水防道路に関し、災害対策基本法第3条第1項に規定する責務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	災害対策・水防に関する事項
33	河川法(昭和39年法律第167号)第45条にいうダムを設置する者が、同条の規定による観測及び同法第48条に規定する措置の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	放流警報又は霧警報に関する事項

	防災事務に関する事項 運輸関係災害対策に関する事項 外交に関する事項 検察事務に関する事項 電気通信規律に関する事項 厚生事務に関する事項 農産物の検査買入輸送保管及び売却等に関する事項 北海道開発業務に関する事項 測量作業に関する事項 国有林の管理経営に関する事項 公園管理に関する事項 放射能汚染の管理業務に関する事項 石油備蓄に関する事項 消防事務に関する事項 船舶の航行に関する事項 (注5、6、7、8、10)	
防災対策用	防災対策に関する事項	防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体又は団体が、専らその相互間で防災対策上必要な無線通信を行うために開設するものであること。
水防用	水防事務に関する事項	農林水産省、地方公共団体又は水防法(昭和24年法律第193号)第2条第1項に規定する水防管理団体が、水防業務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。
水防道路用	水防道路に関する事項(災害対策・水防に関する事項を除く。) 災害対策・水防に関する事項 道路交通情報通信に関する事項 狭域通信に関する事項(道路交通情報通信に関する事項に限る。) (注9)	国土交通省が、水防法、道路法(昭和27年法律第180号)、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)等の関係法令に基づき、水防事務又は道路事務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。
防災行政用	防災行政事務に関する事項 飛行援助に関する事項 航空機の修理に関する事項 航空機の航行に関する事項 水防事務に関する事項 消防の任務に関する事項	地方公共団体又は地方自治法第252条の2の規定により設けられた協議会が、災害対策基本法、水防法、消防組織法(昭和22年法律第226号)、災害救助法(昭和21年法律第118号)、気象業務法等の諸法令に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧等に関する業務及び地方行政に関する業務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。
消防用	消防の任務に関する事項	次のいずれかに該当するものであること。

	<u>と。</u>	
34	<u>事業者等が、自己の業務又は事業の遂行上必要な霧警報業務を行うために開設するものであること。(この場合において、当該業務又は事業が免許、許可等を必要とするものであるときは、その免許、許可等を受けた者又は受けることが確実な者であること。)</u>	—
35	<u>国土交通省、防衛省又は航空法(昭和27年法律第231号)第38条第1項に規定する国土交通大臣の許可を受けた者が、航空機の航行の援助又は航空交通の安全上必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>航空保安事務に関する事項</u>
36	<u>国土交通省が、航空路標識(地上側)として必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>無線標識に関する事項</u>
37	<u>国土交通省又は防衛省が、VOR/DME、ILS等による航空法第96条第1項に規定する指示(以下「航空無線航行による指示」という。)に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>航空無線航行に関する事項</u>
38	<u>国土交通省が、航空法第96条第1項に規定する指示(航空無線航行による指示を除く。)に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>航空交通管制に関する事項</u>
39	<u>気象庁が、気象業務法(昭和27年法律第165号)第3条に規定する気象庁長官の任務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>気象業務に関する事項(気象警報に関する事項を除く。)</u>
40	<u>気象庁以外の者が、気象業務法第6条に規定する気象の観測等に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	—
41	<u>気象庁が、気象業務法第23条に規定する気象、地震動、火山現象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>気象警報に関する事項</u>
42	<u>海上保安庁が、海上保安庁法(昭和23年法律第28号)第2条第1項に規定する責務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>海上保安事務に関する事項</u>
43	<u>海上保安庁が、船舶の航行に必要な航路標識の設置や運用に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>航路標識に関する事項</u>
44	<u>海上保安庁が、船舶の交通整理に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>海上無線航行業務に関する事項</u>
45	<u>海上保安庁が、船舶の航行に必要な気象・海象情報の伝達に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>気象通報に関する事項</u>
46	<u>防衛省が、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第3条に規定する自衛隊の任務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>防衛に関する事項</u>

	<u>消防防災事務に関する事項</u> <u>船舶の航行に関する事項</u> <u>航空機の航行に関する事項</u>	<p>1 <u>市町村、地方自治法第284条の規定より設けられた地方公共団体の組合、同法第252条の2の規定により設けられた協議会若しくは都道府県が消防組織法第1条に規定する消防の任務及び消防法(昭和23年法律第186号)第2条第9項に規定する救急業務(以下「消防の任務」という。)の遂行上必要な無線通信を行うために開設するもの又は消防庁が消防組織法に基づき、市町村、地方自治法第284条の規定により設けられた地方公共団体の組合、同法第252条の2の規定により設けられた協議会若しくは都道府県の消防の任務の円滑な遂行を支援することを主たる目的として開設するものであること。</u></p> <p>2 <u>消防庁及び都道府県が、その相互間で消防組織法に基づく消防の任務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u></p> <p>3 <u>救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号)第2条に規定する救急医療用ヘリコプターの運航業務について、都道府県から委託を受けた者が、その委託された業務の範囲内に限り、当該都道府県の消防の任務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u></p>
<u>放流警報用</u>	<u>河川法第48条に規定する通知に関する事項</u> <u>観測情報の伝送に関する事項</u>	<u>河川法(昭和39年法律第167号)第45条のダムの設置者が同条の規定による観測及び同法第48条に規定する措置の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>
<u>公害対策用</u>	<u>公害対策に関する事項</u>	<u>環境の保全に関する責務を有する者、国又は地方公共団体が、環境基本法(平成5年法律第91号)第6条、第7条又は第8条の規定による公害防止に関する責務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>
<u>土地改良事業用</u>	<u>土地改良事業に関する事項</u>	<u>農林水産省、地方公共団体、土地改良法(昭和24年法律第195号)第5条第1項の土地改良区又は同法第77条第1項の土地改良区連</u>

47	<u>外国又は国際機関が、業務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>外交に関する事項</u>
48	<u>地方公共団体又は地方自治法第252条の2の規定により設けられた協議会が、災害対策基本法、水防法、消防組織法、災害救助法(昭和21年法律第118号)、気象業務法等の諸法令に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧等に関する業務及び地方行政に関する業務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>防災行政事務に関する事項</u>
49	<u>国、地方公共団体又は事業者が、環境基本法(平成5年法律第91号)第6条、第7条又は第8条の規定による公害防止に関する責務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>公害対策に関する事項</u>
50	<u>農林水産省、地方公共団体、土地改良法(昭和24年法律第195号)第5条第1項の土地改良区又は同法第77条第1項の土地改良区連合が、同法第2条第2項に規定する土地改良事業(電気事業、消防、水防、鉄道、索道、軌道、防災行政、公害対策及び上下水道の事業又は業務のみを行うものを除く。)の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>土地改良事業に関する事項</u>
51	<u>地方公共団体が、その区域内において地方自治法に基づく地方行政事務(電気事業、消防、水防、鉄道、索道、軌道、一般乗合旅客自動車運送事業、防災行政、公害対策、ガス及び上下水道の事業又は業務のみを行うものを除く。)の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>地方行政事務に関する事項</u>
52	<u>国、地方公共団体、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)により設立された法人又は道路交通情報を提供することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人が、自動車の運転者等に道路交通情報の提供に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>道路交通情報通信に関する事項</u>
53	<u>地方公共団体、高速道路株式会社法第1条の会社又は道路運送法(昭和26年法律第183号)第47条第1項の規定により免許を受けた者が、道路及びそれに付帯する設備の整備並びに管理の事務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>道路管理に関する事項</u>
54	<u>電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者、同項第12号に規定する卸供給事業者、同法第17条に規定する電気を供給する事業を行う者(一般電気事業者を除く。)又は同法第93条第1項に規定する送配電等業務支援機関が、給電指令又は電気工作物の建設工事若しくは保安の確保に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>電気事業に関する事項</u>
55	<u>原子力事業者等が、事業の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>原子力関係業務に関する事項</u>

		<u>合が、同法第2条第2項に規定する土地改良事業(電気事業、消防、水防、鉄道、索道、軌道、防災行政、公害対策及び上下水道の事業又は業務のみを行うものを除く。)の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>
<u>地方行政用</u>	<u>地方行政事務に関する事項 災害の防止その他構成員の公共的活動を支援するための広報に必要な事項</u>	<u>地方公共団体が、その区域内において地方自治法に基づく地方行政事務(電気事業、消防、水防、鉄道、索道、軌道、一般乗合旅客自動車運送事業、防災行政、公害対策、ガス及び上下水道の事業又は業務のみを行うものを除く。)の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>
<u>道路交通情報通信用</u>	<u>道路交通情報通信に関する事項</u>	<u>国、地方公共団体、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)により設立された法人又は道路交通情報を提供することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人が、自動車等の運転者等に道路交通情報を提供することにより、道路交通の安全と円滑を図り、又はこれに寄与することを目的として開設するものであること。</u>
<u>道路管理用</u>	<u>道路管理に関する事項 道路交通情報に関する事項 本四連絡高速道路の事業に関する事項</u>	<u>地方公共団体、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第1条の会社又は道路運送法(昭和26年法律第183号)第47条第1項の規定により免許を受けた者が、道路及びそれに付帯する設備の整備並びに管理の事務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>
<u>電気事業用</u>	<u>電気事業に関する事項 電気保安業務に関する事項 給電に関する事項 核原料物質及び原子炉の規制に関する事項 侵入検知に関する事項</u>	<u>電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者、同項第12号に規定する卸供給事業者、同法第17条に規定する電気を供給する事業を行う者(一般電気事業者を除く。)又は同法第93条第1項に規定する送配電等業務支援機関が、給電指令又は電気工作物の建設工事若しくは保安を確保することを主たる目的として開設するものであること。</u>
<u>ガス事業用</u>	<u>ガス事業に関する事項</u>	<u>ガス事業法(昭和29年法律第51号)第3条若しくは第37条の2の規定により許可を受けた者又は同法第37条の7の2の規定により届出を行った者が、ガス供給指令又はガス工作物の建設工事若しくは保安を確保することを主たる目的として開設するもの</u>

56	原子力事業者等が、核原料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第64条に規定する通報に必要な通信を行うために開設するものであること。	—
57	ガス事業法(昭和29年法律第51号)第3条若しくは第37条の2の規定により許可を受けた者又は同法第37条の7の2の規定により届出を行った者が、ガス供給指令又はガス工作物の建設工事若しくは保安の確保に必要な通信を行うために開設するものであること。	ガス事業に関する事項
58	独立行政法人水資源機構が、独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条に規定する業務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	水資源開発に関する事項
59	水道法(昭和32年法律第177号)第6条第1項の規定により水道事業の認可を受けた者、同法第26条の規定により水道用水供給事業の認可を受けた者、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項若しくは第25条の3の事業計画の認可を受けた者又は工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第3条第1項の規定により工業用水道事業の届出をし、若しくは許可を受けた者が、事業の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	上下水道事業に関する事項
60	熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第3条の規定により熱供給事業の許可を受けた者が、事業の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	熱供給事業に関する事項
61	有線一般放送事業者が、事業の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	有線テレビジョン放送事業に関する事項
62	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第3条の規定による鉄道事業(第3種鉄道事業の許可を除く。)の許可を受けた者又は軌道法(大正10年法律第76号)第3条の規定により運輸事業の特許を受けた者が、列車運転手から他の列車運転手に対して事故などの緊急事態を直接通報する通信(以下「列車防護警報」という。)を行うために開設するものであること。	列車防護警報に関する事項
63	鉄道事業法第3条の規定による鉄道事業(第3種鉄道事業の許可を除く。)の許可を受けた者又は軌道法第3条の規定により運輸事業の特許を受けた者が、鉄道用又は軌道用の客車及び貨車の安全かつ円滑な運行の確保に必要な通信(列車防護警報を除く。)を行うために開設するものであること。	鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項
64	鉄道事業法第32条の規定により、索道事業の許可を受けた者が、索道用機器の安全かつ円滑な運行の確保に必要な通信を行うために開設するものであること。	索道用機器の安全運行に関する事項

		であること。
水資源開発用	水資源開発に関する事項	独立行政法人水資源機構が、独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条に規定する業務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。
上下水道事業用	上下水道事業に関する事項	水道法(昭和32年法律第177号)第6条第1項の規定により水道事業の認可を受けた者、同法第26条の規定により水道用水供給事業の認可を受けた者、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項若しくは第25条の3の事業計画の認可を受けた者又は工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第3条第1項の規定により工業用水道事業の届出をし、若しくは許可を受けた者が、その業務上必要な無線通信を行うために開設するものであること。
熱供給事業用	熱供給事業に関する事項	熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第3条の規定により熱供給事業の許可を受けた者が、その事業又は業務の円滑な遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。
中波放送	—	放送の公正かつ能率的な普及、その他公共の福祉の増進に寄与することを目的として中波放送を行う基幹放送局を開設するものであること。
中波放送(受信障害対策中継放送)	—	
短波放送	—	
短波放送(国際放送)	—	放送の公正かつ能率的な普及、その他公共の福祉の増進に寄与することを目的として短波放送を行う基幹放送局を開設するものであること。
短波放送(中継国際放送)	—	
超短波放送	—	放送の公正かつ能率的な普及、その他公共の福祉の増進に寄与することを目的として超短波放送(多重放送に係るものを含む)を行う基幹放送局を開設するものであること。
超短波放送(外国語放送)	—	
超短波放送(デジタル放送)	—	
超短波放送(デジタル放送・有料放送を含む。)	—	—
超短波文字多重放送	—	—
超短波文字多重放送(外国語放送)	—	—
超短波文字多重放送(有料放送を含む。)	—	—
超短波文字多重放送(外国語放送・有料放送を含む	—	—

65	<u>道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定により一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者(当該事業に該当する運送を無償で行う者を含む。)又は道路運送法第43条の規定により特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者(当該事業に該当する運送を無償で行う者を含む。)が、旅客自動車の安全かつ円滑な運行の確保に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>一般乗合旅客自動車等の安全運行に関する事項</u>
66	<u>日本赤十字社が、日本赤十字社法(昭和27年法律第305号)第1条に規定する目的の遂行に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>赤十字に関する事項</u>
67	<u>港湾事業者等が、港湾工事等の際の付近を航行する船舶に対する注意喚起に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>航路警戒に関する事項</u>
68	<u>港湾法(昭和25年法律第218号)第12条各号に掲げる業務を行う者が、同法第2条第3項及び第4項に規定する港湾区域及び臨海地区において、入出港の通知、バースや錨地の指定などに必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>港湾管理に関する事項</u>
69	<u>国際埠頭施設の設置者又は管理者が、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成16年法律第31号)第28条の規定による国際埠頭施設の保安の確保のために必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>国際港湾施設の保安の確保等に関する事項</u>
70	<u>港湾法第12条各号に掲げる業務を行う者が、同法第2条第3項及び第4項に規定する港湾区域及び臨海地区において、動植物の検疫、入管、税関等の手続を取るためなどに必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>港湾通信に関する事項</u>
71	<u>公益社団法人日本水難救済会及びその傘下の団体が、海難救助事業の遂行に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>海難救助に関する事項</u>
72	<u>船舶の所有者等が、遭難自動通報設備又は双方向無線電話を使用した救難等に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	—
73	<u>船舶又は航空機の所有者等が、遭難時に捜索救助機関との間で必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>船舶又は航空機の救難に関する事項</u>
74	<u>国又は地方公共団体(国の機関又は地方公共団体が設立した法人を含む。)が、漁業の指導監督(試験、調査及び練習を含む。)に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>漁業指導監督に関する事項</u>
75	<u>人工衛星を運用する者が、宇宙無線通信により、専ら人工衛星の無線局に係る位置及び姿勢等の制御、遠隔測定、遠隔指令等に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>宇宙運用業務に関する事項</u>

	<u>む。)</u>	
	<u>超短波データ多重放送</u>	—
	<u>超短波放送(コミュニティ放送)</u>	—
	<u>超短波文字多重放送(コミュニティ放送)</u>	—
	<u>超短波文字多重放送(コミュニティ放送・有料放送を含む。)</u>	—
	<u>超短波放送(臨時目的放送)</u>	—
	<u>超短波放送(受信障害対策中継放送)</u>	—
	<u>超短波文字多重放送(臨時目的放送)</u>	—
	<u>超短波文字多重放送(臨時目的放送・有料放送を含む。)</u>	—
	<u>超短波文字多重放送(受信障害対策中継放送)</u>	—
	<u>標準テレビジョン放送</u>	—
	<u>標準テレビジョン放送(有料放送を含む。)</u>	—
	<u>標準テレビジョン放送(デジタル放送)</u>	—
	<u>標準テレビジョン放送(受信障害対策中継放送)</u>	—
	<u>標準テレビジョン音声多重放送</u>	—
	<u>標準テレビジョン音声多重放送(有料放送を含む。)</u>	—
	<u>標準テレビジョン音声多重放送(受信障害対策中継放送)</u>	—
	<u>標準テレビジョン文字多重放送</u>	—
	<u>標準テレビジョン文字多重放送(有料放送を含む。)</u>	—
		<u>放送の公正かつ効率的な普及、その他公共の福祉の増進に寄与することを目的としてテレビジョン放送(多重放送に係るものを含む。)に係る基幹放送局を開設するものであること。</u>

	76	<u>山岳における遭難事故の未然防止及び捜索救助の活動に直接関係のある業務を行う者が、その業務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>山岳遭難防止及び救助に関する事項</u>
放送事業用	77	<u>基幹放送事業者等が、放送局のスタジオから送信所及び当該送信所からほかの送信所への放送番組の伝送に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>放送番組の中継に関する事項</u>
	78	<u>基幹放送事業者等が、取材現場等から放送局のスタジオまたは受信基地局等への放送番組素材の伝送に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>放送番組素材の中継に関する事項</u>
	79	<u>基幹放送事業者等が、ニュースや番組制作のための取材活動をサポートするための連絡や音声素材の伝送に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>放送番組の取材等の連絡に関する事項</u>
	80	<u>基幹放送事業者等が、中継局の保守・管理等に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>無線設備の監視・制御に関する事項</u>
	81	<u>基幹放送事業者等が、放送事業の遂行上必要な通信(放送番組の中継、放送番組素材の中継、放送番組の取材等の連絡又は無線設備の監視・制御に係る通信を除く。)を行うために開設するものであること。</u>	<u>放送事業に関する事項(中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。)</u>
実験試験用	82	<u>基幹放送事業者等が、放送事業に使用する無線局の置局調査として行う電波伝搬の実地試験又は放送試験に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>実験、試験又は調査に関する事項(アルゴリズムシステムデータ伝送に関する事項、教育に関する事項を除く。)</u>
	83	<u>無線機器製造事業者が、無線機器の調査又は電波伝搬の実地試験に必要な通信を行うために開設するものであること。</u> <u>ただし、携帯無線通信を行う陸上移動局・PHS(以下「携帯電話等」という。)の通信の抑止機能を有する無線設備を用いて実地試験を行うものうち、無線機器製造事業者がその施設内において当該実地試験を行うために開設するもの以外のものについては、次の条件を満たすものであること。</u> <u>(1) 通信の抑止効果の及ぶ範囲が一定の空間に限られ、当該空間(コンサートホール、劇場及び演芸場、以下「コンサートホール等」という。)が不特定多数について開かれていないこと。</u> <u>(2) 携帯電話等の通信を抑止することにより、コンサートホール等の入場者の入場目的の保護が図られる必要があり、かつ、興行の円滑な遂行が確保されるものであること。</u> <u>(3) コンサートホール等において、携帯電話等の利用者から通信の抑止に係る許諾が確保されるものであること。</u>	—

		<u>標準テレビジョン文字多重放送(受信障害対策中継放送)</u>	—	—
		<u>標準テレビジョン・データ多重放送</u>	—	—
		<u>標準テレビジョン・データ多重放送(有料放送を含む。)</u>	—	—
		<u>標準テレビジョン・データ多重放送(受信障害対策中継放送)</u>	—	—
		<u>標準テレビジョン文字多重放送と標準テレビジョン・データ多重放送を併せ行うもの(有料放送を含む。)</u>	—	—
		<u>高精細度テレビジョン放送</u>	—	—
		<u>高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(デジタル放送)</u>	—	—
		<u>高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(デジタル放送・受信障害対策中継放送)</u>	—	—
		<u>データ放送(デジタル放送)</u>	—	—
		<u>マルチメディア放送</u>	—	<u>放送の公正かつ能率的な普及、その他公共の福祉の増進に寄与することを目的としてマルチメディア放送に係る基幹放送局を開設するものであること。</u>
		<u>一般放送</u>	<u>一般放送に関する事項</u>	<u>放送法第2条第3号の一般放送を行うために開設するものであること。</u>
		<u>放送試験用(実験等無線局に該当するもの。)</u>	<u>放送試験に関する事項</u>	<u>放送試験業務の円滑な遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>
		<u>放送試験用(実験等無線局に該当しないもの。)</u>	—	—
		<u>放送事業用</u>	<u>放送番組の中継に関する事項</u> <u>放送番組素材の中継に関する事項</u> <u>放送番組の取材等の連絡に関する事項</u> <u>無線設備の監視・制御に関する事項</u>	<u>基幹放送事業者等が、放送事業の円滑な遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>

84	<u>基幹放送事業者等及び無線機器製造事業者以外の者が、電波伝搬の実地試験に必要な通信を行うために開設するものであること。</u> <u>ただし、携帯電話等の通信の抑止機能を有する無線設備を用いて実地試験を行うものうち、携帯電話等の無線局の免許人の施設内において当該免許人が開設するもの以外のものについては、当該無線設備の設置場所となる施設の管理者等又は携帯電話等の無線局の免許人が開設するものであって、前項(1)から(3)までの条件を満たすものであること。</u>	—
85	<u>博物館、展覧会等(無線機器の販売のための周知宣伝を目的としないものに限る。)において展示物に関し無線局の開設を必要とする者が、科学知識の普及に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	—
86	<u>その他、電波を利用した科学又は技術の発達のための実験、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査を行おうとする者が、その実験、試験又は調査の達成を目的として開設するものであること。</u>	—
87	<u>海洋研究開発機構や大学等が、海軍、造船、水産並びに気象観測、位置測定等海上、陸上及びその上空において、海象、移動する物体、海洋生物及び気象観測等の温度、濃度、速度、振動、呼吸等の事象について測定した各種データ並びにその位置に関するデータの気象衛星 NOAA 等を介した CNES(フランス国立宇宙開発センター)への伝送及びデータ収集・分析に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>アルゴシステムデータ伝送に関する事項</u>
88	<u>学校その他の教育機関が、科学技術に関する実験研究又は知識技能の教育に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>教育に関する事項</u>
アマチュア業務用	89 <u>個人又は社団が、金銭上の利益のためではなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究に必要な通信(アマチュア人工衛星の追跡管制を行う通信を除く。)を行うために開設するものであること。</u>	<u>アマチュア業務に関する事項</u>
	90 <u>個人又は社団が、金銭上の利益のためではなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究に必要な通信(アマチュア人工衛星の追跡管制を行う通信を含む。)を行うために開設するものであること。</u>	<u>アマチュア業務(人工衛星追跡管制)に関する事項</u>
一般放送用	91 <u>放送法第2条第3号に規定する一般放送を行う者が、一般放送を行うために開設するものであること。</u>	<u>一般放送に関する事項</u>
	92 <u>放送法施行規則第142条第1項2号に定めるエリア放送の提供を行うために開設するものであること。</u>	<u>エリア放送に関する事項</u>
簡易無線業務用	93 <u>簡易な事務又は個人的な業務に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>簡易な事項</u>

	<u>放送事業に関する事項(中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。)</u>	
<u>有線テレビジョン放送事業用</u>	<u>有線テレビジョン放送事業に関する事項</u>	<u>有線一般放送事業者が、その業務に必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>
<u>標準周波数用</u>	<u>標準周波数及び標準時の通報</u>	<u>独立行政法人情報通信研究機構が、独立行政法人情報通信研究機構法(平成11年法律第162号)第13条第3号の標準電波の発射を行うために開設するものであること。</u>
<u>航空用</u>	<u>航空事業に関する事項</u> <u>航空機の航行に関する事項</u> <u>航空機の修理に関する事項</u> <u>航空機の飛行訓練に関する事項</u> <u>自家用の航空関係に関する事項</u>	<u>次のいずれかに該当するものであること。</u> <u>1 航空法第2条第18項から第21項までに規定する航空運送事業、国際航空運送事業、国内定期航空運送事業及び航空機使用事業について、同法第100条第1項又は第123条第1項の許可を受けた者(以下「航空事業者」という。)が、その事業又は業務の安全かつ円滑な遂行に必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u> <u>2 航空事業者以外の航空機を使用する者が行う事業又は自己の業務の円滑な遂行に必要な無線通信を行うために開設するものであること。この場合において、当該事業又は業務が免許等を必要とするものであるときは、その免許等を受けた者又は受けることが確実な者であること。</u> <u>3 航空機の航行の安全上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>
<u>飛行援助用</u>	<u>飛行場における航空機の飛行援助に関する事項</u>	<u>航空保安用航空局の開設されていない飛行場等において、当該飛行場等の設置者又はその設置者から管理を委託されている者、その他当該飛行場等において飛行援助通信を行うことが適当であると認められる者が、当該飛行場等を離着陸のために利用する航空機又は当該飛行場等の周辺を飛行する航空機に対して、飛行援助通信を一元的に行うために開設するものであること。</u>
<u>航空関係事業用</u>	<u>航空関係事業に関する事項</u> <u>飛行場における地上管制に関する事項</u>	<u>航空事業者、航空機の修理事業者等、飛行場の管理者その他航空機の運航に直接関</u>

一般業務用	94	船舶の所有者等が、船舶同士又は海岸局との間において、船舶交通の安全の確保等に必要な通信を行うために開設するものであること。	船舶の航行に関する事項 (注)
	95	船舶の所有者等が、船員のための船舶局が行う電報サービスに必要な通信を行うために開設するものであること。	電報の送付に関する事項 (注)
	96	国、地方公共団体(国の機関又は地方公共団体が設立した法人を含む。)、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第2条に規定する水産業協同組合法(昭和24年法律第267号)第2条第1項に規定する漁業若しくは漁業の先達(漁業協同組合等の行う組合員所属漁船に対する漁況、海況等の連絡、漁場への指示及び遭難事故の防止に関する業務をいう。)に従事する者又は漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第4条に規定する漁業共済団体が、延縄などの仕掛けの位置を確認するブイと本船との間において、必要通信(ブイの制御に関する通信を除く。)を行うために開設するものであること。	浮標の識別に関する事項 (注)
	97	国、地方公共団体(国の機関又は地方公共団体が設立した法人を含む。)、水産業協同組合法第2条に規定する水産業協同組合法(昭和24年法律第267号)第2条第1項に規定する漁業若しくは漁業の先達に従事する者又は漁業災害補償法第4条に規定する漁業共済団体が、延縄などの仕掛けの位置を確認するブイと本船との間において、必要通信(ブイの制御に関する通信に限る。)を行うために開設するものであること。	浮標の無線標定に関する事項 (注)
	98	海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第1項に規定する海上運送事業を行う者が、その所属船舶の航行の安全の確保及びその事業の遂行に必要な通信を行うために開設するものであること。	海上運送事業に関する事項
	99	海上運送事業を行う者等が、海洋の観測に必要な通信を行うために開設するものであること。	海洋の観測に関する事項 (注)
	100	水先法(昭和24年法律第121号)第1条の2第2項に規定する水先人の行う水先業務若しくは引き船(遠洋引き船、沿岸引き船及び港湾運送事業引き船を除く。)の業務又は船舶の接岸若しくは係留の業務を行う者が、操船援助又は船舶の接岸若しくは係留の業務遂行に必要な通信を行うために開設するものであること。	水先・引き船に関する事項
	101	サルベージ事業や海底資源開発事業を行う者等が、海上におけるサルベージ、油回収作業などの海上作業の遂行に必要な通信を行うために開設するものであること。	海上作業に関する事項
	102	特定非営利活動法人海上GPS利用推進機構等が、GPSの精度を向上させるための補正情報を送信するディファレンシャルGPSに必要な通信を行うために開設するものであること。	海上測量業務に関する事項

	項 航空機の通航管理又は通航管理の支援に関する事項	係のある業務を行う者が、その事業又は業務の遂行に必要な無線通信を行うために開設するものであること。
航空機製造修理事業用	航空機の製造修理に関する事項 航空機の航行に関する事項	航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2の規定により航空機の製造又は修理事業の許可を受けた者が、その事業又は業務の遂行に必要な無線通信を行うために開設するものであること。
海上運送事業用	海上運送事業に関する事項 船舶の航行に関する事項 浮標の無線標定に関する事項 無線標定に関する事項 海洋の観測に関する事項	海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第1項に規定する海上運送事業を行う者が、その所属船舶の航行の安全を確保するため及びその事業に必要な無線通信を行うために開設するものであること。
港湾運送事業用	港湾運送事業に関する事項 コンテナ荷役に関する事項	港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第6条第2項の規定により港湾運送事業の免許を受けた者が、港湾運送事業又はコンテナの荷役作業の円滑な実施を図ることを主たる目的として開設するものであること。
水先・引き船業務用	水先業務に関する事項 操船援助又は船舶の接岸若しくは係留に関する事項 船舶の航行に関する事項	水先法(昭和24年法律第121号)第1条の2第2項に規定する水先人の行う水先業務若しくは引き船(遠洋引き船、沿岸引き船及び港湾運送事業引き船を除く。)の業務又は船舶の接岸若しくは係留の業務を行う者が、操船援助又は船舶の接岸若しくは係留の業務に必要な無線通信を行うために開設するものであること。
海事用	船舶の航行に関する事項 サルベージ事業に関する事項 海上測量業務に関する事項 航路警戒に関する事項 油回収作業に関する事項 特殊作業に関する事項	海上における事業又は業務の円滑な遂行に必要な無線通信を行うために開設するものであること。
港湾業務用	港湾管理に関する事項 港湾通信に関する事項 船舶の航行に関する事項 調査監督に関する事項 港湾工事にに関する事項 国際港湾施設の保安の確保等に関する事項	次のいずれかに該当するものであること。 1 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第3項及び第4項に規定する港湾区域及び臨海地区における事業又は港湾業務の円滑な遂行に必要な無線通信を行うために開設するものであること。 2 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成16年法律第31号)第28条の規定による国際埠頭施設の保安の確保のために必要な無線

103	<u>港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第6条第2項の規定により港湾運送事業の免許を受けた者が、港湾運送事業又はコンテナの荷役作業の遂行に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>港湾運送事業に関する事項</u>
104	<u>港湾事業者等が、港湾工事等に必要通信(付近を航行する船舶に対する注意喚起のための通信を除く。)を行うために開設するものであること。</u>	<u>港湾工事に関する事項</u>
105	<u>水産業協同組合法第2条に規定する水産業協同組合が、同法第11条、第78条、第87条、第93条、第97条又は第100条の2に規定する事業(現金、有価証券等の輸送の安全を確保するために開設するものを除く。)の遂行に必要な通信を行うために開設するものであること。</u> <u>漁業法第2条第1項に規定する漁業若しくは漁業の先達に従事する者又は漁業災害補償法第4条に規定する漁業共済団体が、その事業又は業務の遂行に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>漁業通信に関する事項</u> <u>(注)</u>
106	<u>航空法第2条第18項から第21項までに規定する航空運送事業、国際航空運送事業、国内定期航空運送事業及び航空機使用事業について、同法第100条第1項又は第123条第1項の許可を受けた者(以下「航空事業者」という。)、航空機の修理事業者等、飛行場の管理者又はその他航空機の運航に直接関係のある業務を行う者が、その事業又は業務の安全かつ円滑な遂行に必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u> <u>航空機の航行の安全上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>航空機の運用に関する事項</u> <u>(注)</u>
107	<u>国又は地方公共団体が、ヘリコプターの着陸支援に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>飛行援助に関する事項</u> <u>(注)</u>
108	<u>国土交通省が、航空機に搭載されたATCトランスポンダーとの間において、航空機の安全及び運行管理に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>航空機の安全及び運行管理に関する事項</u> <u>(注)</u>
109	<u>航空事業者以外の航空機を使用する者が、その事業又は業務の安全かつ円滑な遂行に必要な無線通信を行うために開設するものであること。(この場合において、当該事業又は業務が免許等を必要とするものであるときは、その免許等を受けた者又は受けることが確実な者であること。)</u> <u>航空機の航行の安全上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>自家用の航空関係に関する事項</u>

		<u>通信を行うために開設するものであること。</u>
<u>救難用</u>	<u>海難救助に関する事項</u> <u>船舶又は航空機の救難に関する事項</u> <u>捜索救助作業に関する事項</u> <u>船舶の航行に関する事項</u>	<u>次のいずれかに該当するものであること。</u> <u>1 社団法人日本水難救済会(明治31年11月7日に社団法人大日本帝国水難救済会という名称で設立され、昭和24年4月1日に社団法人日本水難救済会という名称に変更された法人をいう。)</u> 及びその傘下の団体が、海難救助事業の遂行に必要な無線通信を行うために開設するものであること。 <u>2 遭難自動通報設備又は双方向無線電話を使用して救難等に必要無線通信業務を行うために開設するものであること。</u>
<u>造船事業用</u>	<u>造船事業に関する事項</u> <u>船舶の航行に関する事項</u>	<u>造船法(昭和25年法律第129号)第2条第1項の許可を受けた者が、その事業の円滑な遂行に必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>
<u>漁業指導監督用</u>	<u>漁業指導監督に関する事項</u> <u>漁業の調査に関する事項</u> <u>無線標定に関する事項</u> <u>浮標の無線標定に関する事項</u> <u>船舶の航行に関する事項</u> <u>浮標の識別に関する事項</u> <u>電報の伝送に関する事項</u>	<u>国又は地方公共団体(国の機関又は地方公共団体が設立した法人を含む。)</u> が、漁業の指導監督(試験、調査及び練習を含む。)に関する業務上必要な無線通信を行うために開設するものであること。
<u>漁業用</u>	<u>漁業協同組合の業務に関する事項</u> <u>漁業共済組合の業務に関する事項</u> <u>漁業通信に関する事項</u> <u>魚群探知の伝送に関する事項</u> <u>浮標の無線標定に関する事項</u> <u>船舶の航行に関する事項</u> <u>無線標定に関する事項</u> <u>漁業の調査に関する事項</u> <u>海上運送事業に関する事項</u> <u>電報の伝送に関する事項</u> <u>浮標の識別に関する事項</u>	<u>次のいずれかに該当するものであること。</u> <u>1 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第2条に規定する水産業協同組合が、同法第11条、第78条、第87条、第93条、第97条又は第100条の2に規定する事業の円滑な遂行に必要な無線通信を行うために開設するもの(現金、有価証券等の輸送の安全を確保するために開設するものを除く。)であること。</u> <u>2 漁業法(昭和24年法律第267号)第2条第1項に規定する漁業若しくは漁業の先達(漁業協同組合等の行う組合員所属漁船に対する漁況、海況等の連絡、漁場への指示及び遭難事故の防止に関する業務をいう。)</u> に従事する者又は漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第4条に規定する漁業共済団体が、その事

110	飛行場等の設置者又はその設置者から管理を委託されている者、その他当該飛行場等において飛行援助通信を行うことが適当であると認められる者が、航空保安用航空局の開設されていない飛行場等において、当該飛行場等を離着陸のために利用する航空機又は当該飛行場等の周辺を飛行する航空機に対して一元的に行う飛行援助に必要な通信を行うために開設するものであること。	飛行場における航空機の飛行援助に関する事項 (注)
111	航空事業者等が、飛行場内における航空機の交通整理（地上管制）に必要な通信を行うために開設するものであること。	飛行場における地上管制に関する事項 (注)
112	航空事業者等が、飛行場内における航空機の通航管理等に必要な通信を行うために開設するものであること。	航空機の通航管理又は通航管理の支援に関する事項 (注)
113	航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2の規定により航空機の製造又は修理事業の許可を受けた者が、その事業又は業務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	航空機の製造修理に関する事項 (注)
114	航空機の所有者等が、航空機の修理に必要な通信を行うために開設するものであること。	航空機の修理に関する事項 (注)
115	道路運送法第4条の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者(当該事業に該当する運送を無償で行う者を含む。以下「タクシー事業者」という。)、事業協同組合(タクシー事業者が無線設備を使用して配車需要に関する事務連絡を行うことを目的として中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第27条の2第12項の認可を受けて設立した組合をいう。)又は団体(同一単位地域内に所在するタクシー事業者であって事業協同組合を設立できないものが配車需要に関する事務連絡を行うことを目的として設立した団体及びタクシー事業者が組織する団体をいう。)が、旅客自動車の安全かつ円滑な運行の確保に必要な通信を行うために開設するものであること。	一般乗用旅客自動車の運行に関する事項
116	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者、同法第35条第1項に規定する特定貨物自動車運送事業の許可を受けた者、同法第36条に規定する貨物軽自動車運送事業の届出をした者、貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第3条第1項の規定により第一種貨物利用運送事業の登録を受けた者又は同法第20条の規定により第二種貨物利用運送事業の許可を受けた者(以下「貨物事業者」という。)が、その業務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	貨物自動車の運行に関する事項

		業又は業務の円滑な遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。
鉄道軌道事業用	列車防護警報に関する事項 鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第3条の規定による鉄道事業(第3種鉄道事業の許可を除く。)の許可を受けた者又は軌道法(大正10年法律第76号)第3条の規定により運輸事業の特許を受けた者が、鉄道用又は軌道用の客車及び貨車の安全かつ円滑な運行を確保することを主たる目的として開設するものであること。
索道用	索道用搬機の安全運行に関する事項	鉄道事業法第32条の規定により、索道事業の許可を受けた者が、索道用機器の安全かつ円滑な運行を確保することを主たる目的として開設するものであること。
自動車運送事業用	一般乗合旅客自動車の安全運行に関する事項 一般乗用旅客自動車の運行に関する事項 一般貸切旅客自動車の安全運行に関する事項 特定旅客自動車の安全運行に関する事項 貨物自動車の運行に関する事項 現金・有価証券等の安全輸送に関する事項	次のいずれかに該当するものであること。 1 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定により一般旅客自動車運送事業の許可を受けた者(当該事業に該当する運送を無償で行う者を含む。)、事業協同組合(タクシー事業者(道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者及び当該事業に該当する運送を無償で行う者をいう。)が無線設備を使用して配車需要に関する事務連絡を行うことを目的として中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第27条の2第12項の認可を受けて設立した組合をいう。)及び団体(同一単位地域内に所在するタクシー事業者であって事業協同組合を設立できないものが配車需要に関する事務連絡を行うことを目的として設立した団体及び一般乗用運送事業者が組織する団体をいう。)又は道路運送法第43条の規定により特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者(当該事業に該当する運送を無償で行う者)が、旅客自動車の安全かつ円滑な運行を確保することを主たる目的として開設するものであること。 2 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条に規定する一般貨物自動

117	<u>道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条第1項の規定により自動車教習所の指定を受けた者が、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第33条第4項第1号の規定による無線指導装置による教習に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>自動車の教習に関する事項</u>
118	<u>医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設の開設者若しくは管理者、都道府県又は市区町村が、当該医療提供施設における医療の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>医療業務に関する事項</u>
119	<u>農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第2条に規定する農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人が、同法第10条又は第72条の8に規定する事業(現金、有価証券等の輸送の安全を確保するために開設するものを除く。)の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>農林業に関する事項</u>
120	<u>農業災害補償法(昭和22年法律第185号)第2条に規定する農業共済組合又は市町村(特別区のある地にあつては、特別区を含む。)が、その事業又は業務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	—
121	<u>農業協同組合法第3条第3項に規定する農業に従事する者が、その事業又は業務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	—
122	<u>森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が、森林組合法(昭和53年法律第36号)第9条、第93条又は第101条に規定する業務のうち、林産物の病害虫その他林業に関する災害の防止に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	—
123	<u>林業に従事する者が、その事業又は業務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	—
124	<u>MCA 陸上移動通信の業務を提供することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は同法人から MCA 制御局又はデジタル MCA 制御局の使用の承諾を受けた者が、MCA 陸上移動通信の業務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>MCA 陸上移動通信に関する事項</u>
125	<u>高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第1条の会社、地方道路公社等が、自己の業務又は事業の遂行上必要な狭域通信(有料道路自動車料金収受に関する通信を除く。)を行うために開設するものであること。(この場合において、当該事業又は業務が免許等を必要とするものであるときは、その免許等を受けた者又は受けることが確実な者であること。)</u>	<u>狭域通信に関する事項(有料道路自動車料金収受に関する事項を除く。)</u> <u>(注)</u>

		<u>車運送事業の許可を受けた者、同法第35条第1項に規定する特定貨物自動車運送事業の許可を受けた者、同法第36条に規定する貨物軽自動車運送事業の届出をした者、貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第3条第1項の規定により第一種貨物利用運送事業の登録を受けた者又は同法第20条の規定により第二種貨物利用運送事業の許可を受けた者が、その業務上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>
<u>MCA陸上移動通信用</u>	<u>MCA陸上移動通信に関する事項</u> <u>陸上移動通信設備試験に関する事項</u> <u>陸上移動通信に関する事項及び制御局試験に関する事項</u>	<u>MCA陸上移動通信の業務を提供することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は同法人からMCA制御局又はデジタルMCA制御局の使用の承諾を受けた者が、MCA陸上移動通信の業務の円滑な遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>
<u>スポーツ・レジャー用</u>	<u>スポーツ・レジャーに関する事項</u> <u>競技及び訓練に関する事項</u> <u>船舶の航行に関する事項</u> <u>漁業通信に関する事項</u> <u>航空レジャーに関する事項</u>	<u>次のいずれかに該当するものであること。</u> <u>1 ヨット、モーターボート、遊漁船、レジャー用フィッシングボート等のスポーツ又はレジャーの用に供する船舶の安全かつ円滑な航行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u> <u>2 ハングライダー、熱気球、ウルトラライトプレーン、パラプレーン等のスポーツ又はレジャーの用に供する飛行用機材の安全かつ円滑な航行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u> <u>3 電波の公平かつ能率的な利用を図ることによって、モータースポーツの安全性を確保し、モータースポーツの健全な発展に寄与すると認められる団体が、その目的の円滑な遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>
<u>農業用</u>	<u>農業協同組合の業務に関する事項</u> <u>農業共済組合の業務に関する事項</u> <u>農業に関する事項</u> <u>農畜産物の改良に関する事項</u>	<u>次のいずれかに該当するものであること。</u> <u>1 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第2条に規定する農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人</u>

126	高速度道路株式会社法第1条の会社、地方道路公社等が、 <u>狭域通信（有料道路自動車料金収受に関する通信に限る。）を行うために開設するものであること。（この場合において、当該業務又は事業が免許、許可等を必要とするものであるときは、その免許、許可等を受けた者又は受けることが確実な者であること。）</u>	<u>狭域通信に関する事項（有料道路自動車料金収受に関する事項）</u>
127	総務省等が、 <u>電波利用の適正化のための広報業務に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>電波利用の適正化のための広報に関する事項</u>
128	文部科学省の諮問機関である科学技術・学術審議会測地学分科会の建議に基づく <u>地震予知又は火山噴火予知のための観測を行う機関が、地震予知又は火山噴火予知の観測に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>地震又は火山噴火予知観測に関する事項（注）</u>
129	科学、工業、医療、海運、造船、水産等の分野において、 <u>海象、移動する物体、動物等の速度、振動、温度、濃度、呼吸、脈拍等の事象に係る各種データを所定の観測地点まで伝送するための事業又は業務を行う者が、その事業又は業務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>気象・動体の観測データの伝送に関する事項（注）</u>
130	<u>地域振興団体（産業振興会、商工振興会等）が、地域振興に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>地域振興に関する事項</u>
131	<u>個人又は団体が、ヨット、モーターボート、遊漁船、レジャー用フィッシングボート等のスポーツ又はレジャーの用に供する船舶の安全かつ円滑な航行に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>スポーツ・レジャーに関する事項</u>
132	<u>個人又は団体が、ハングライダー、熱気球、ウルトラライトプレーン、パラプレーン等のスポーツ又はレジャーの用に供する飛行用機材の安全かつ円滑な航行に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	—
133	<u>個人又は団体が、自転車競技や狩猟業務等に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	—
134	<u>電波の公平かつ能率的な利用を図ることによって、モータースポーツの安全性を確保し、モータースポーツの健全な発展に寄与すると認められる団体が、モータースポーツ競技に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	—
135	<u>厚生労働省が、労働基準監督事務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>労働基準監督に関する事項</u>
136	<u>一般紙を発行する新聞通信社が、政治、経済、文化その他公共的事項等の取材又は報道に必要な通信を行うために開設するものであること。</u>	<u>ニュースの取材及び速報に関する事項</u>

	<u>農業水利事業に関する事項 農地開拓事業に関する事項 農業気象に関する事項</u>	<u>が、同法第10条又は第72条の8に規定する事業の円滑な遂行上必要な無線通信を行うために開設するもの（現金、有価証券等の輸送の安全を確保するために開設するものを除く。）であること。 2 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第2条に規定する農業共済組合又は市町村（特別区のある地にあつては、特別区を含む。）が、その事業又は業務の円滑な遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。 3 農業協同組合法第3条第3項に規定する農業に従事する者が、その事業又は業務の円滑な遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>
<u>林業用</u>	<u>森林組合の業務に関する事項 林業に関する事項</u>	<u>次のいずれかに該当するものであること。 1 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が、森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条、第93条又は第101条に規定する業務のうち、林産物の病虫害その他林業に関する災害の防止を主たる目的として開設するものであること。 2 林業に従事する者が、その事業又は業務の円滑な遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>
<u>赤十字用</u>	<u>赤十字に関する事項</u>	<u>日本赤十字社が、日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）第1条に規定する目的の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>
<u>医療・福祉用</u>	<u>医療業務に関する事項 医療・福祉に関する事項 社会福祉に関する事項</u>	<u>次のいずれかに該当するものであること。 1 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設の開設者若しくは管理者、都道府県又は市区町村が、当該医療提供施設における医療の業務上必要な無線通信を行うために開設するものであること。 2 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業の円滑な遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>
<u>山岳遭難対策用</u>	<u>山岳遭難防止及び救助に関する事項</u>	<u>山岳における遭難事故の未然防止及び捜索救助の活動に直接関係のある業務を行う者が、その業務の円滑な遂行上必要な無</u>

	137	銀行、信用金庫、信用協同組合、貨物事業者、警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第3項に規定する警備業者等が、資金の効率的運用及び現金、有価証券等の輸送の安全に必要な通信を行うために開設するものであること。	現金・有価証券等の安全輸送に関する事項
	138	警備業法第2条第3項に規定する警備業者が、同条第1項に規定する警備業務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	警備保障業務に関する事項
	139	事業者等が、施設等への不審者等の侵入検知に必要な通信を行うために開設するものであること。	侵入検知に関する事項 (注)
	140	防犯無線協会等が、警察官署又は消防官署に対する犯罪又は火災の発生等人命及び財産の応急の通報又はその迅速な救援要請に必要な通信を行うために開設するものであること。	災害防止に関する事項 (注)
	141	事業者等が、無線測位業務(無線航行のための業務を除く。)に必要な通信を行うために開設するものであること。	無線標定に関する事項 (注)
	142	音響・映像ソフト制作者、劇場・ホール事業者、音響効果家、芸能実演家等業務上高品質の音響を必要とする者(基幹放送事業者等を除く。)が、音響・映像ソフトの制作、場内音響等に必要な通信を行うために開設するものであること。	音響に関する事項
	143	特別業務の局「しおかぜ」が、広報業務に必要な通信を行うために開設するものであること。	本邦外に在住する日本人向けの広報に関する事項
	144	事業者等が、その事業又は業務に必要な通信を行うために開設するものであること。	一般業務用通信に関する事項
基幹放送用	145	放送の公正かつ能率的な普及、その他公共の福祉の増進に寄与することを目的として基幹放送局を開設するものであること。	

			線通信を行うために開設するものであること。
警備保障用		現金・有価証券等の安全輸送に関する事項 警備保障業務に関する事項	警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第3項に規定する警備業者が、同条第1項に規定する警備業務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。
非常警報用		災害防止に関する事項	防犯無線協会等が、警察官署又は消防官署に対し、犯罪又は火災の発生等人命及び財産の応急を通報し、その迅速な救援を受けることを目的として開設するものであること。
教育用		教育に関する事項 航空機の航行に関する事項 船舶の航行に関する事項 浮標の無線標定に関する事項 航空機の修理に関する事項 浮標の識別に関する事項	学校その他の教育機関が、科学技術に関する実験研究又は知識技能の教育を行うことを目的として開設するものであること。
実験試験用		電波伝搬試験に関する事項 無線機器の開発製造に関する事項 無線設備の展示による科学知識の普及に関する事項 アルゴシステムデータ伝送に関する事項 研究に関する事項 科学技術開発実験に関する事項 航空機各部の多点計測に関する事項 電波の利用の効率性に関する試験に係る事項 電波の利用の需要に関する調査に係る事項	次のいずれかに該当するものであること。 1 基幹放送事業者等が、放送事業に使用する無線局の置局調査の現地試験を目的として開設するものであること。 2 無線機器製造事業者が、無線機器の調査又は電波伝搬の現地試験を目的に開設するものであること。ただし、携帯無線通信を行う陸上移動局・PHS(以下「携帯電話等」という。)の通信の抑止機能を有する無線設備を用いて現地試験を行うものうち、無線機器製造事業者がその施設内において当該現地試験を行うために開設するもの以外のものについては、次の条件を満たすものであること。 (1) 通信の抑止効果の及ぶ範囲が一定の空間に限られ、当該空間(コンサートホール、劇場及び演芸場。以下「コンサートホール等」という。)が不特定多数について開かれていないこと。 (2) 携帯電話等の通信を抑止することにより、コンサートホール等の入場者の入場目的の保護が図られる必要があり、かつ、興行の円滑な遂行が確保されるものであること。

		<p>(3) <u>コンサートホール等において、携帯電話等の利用者から通信の抑止に係る許諾が確保されるものであること。</u></p> <p>3 <u>基幹放送事業者等及び無線機器製造事業者以外の者が、電波伝搬の实地試験を行うために開設するものであること。ただし、携帯電話等の通信の抑止機能を有する無線設備を用いて实地試験を行うものうち、携帯電話等の無線局の免許人の施設内において当該免許人が開設するもの以外のものについては、当該無線設備の設置場所となる施設の管理者等又は携帯電話等の無線局の免許人が開設するものであって、前項(1)から(3)までの条件を満たすものであること。</u></p> <p>4 <u>博物館、展覧会等(無線機器の販売のための周知宣伝を目的としないものに限る。)において展示物に関し無線局の開設を必要とする者が、科学知識の普及を図ることを目的として開設するものであること。</u></p> <p>5 <u>海運、造船、水産並びに気象観測、位置測定等海上、陸上及びその上空において、海象、移動する物体、海洋生物及び気象観測等の温度、濃度、速度、振動、呼吸等の事象に係る各種の測定データ並びにその位置に関するデータを気象衛星NOAA等を介してCNES(フランス国立宇宙開発センター)まで伝送し、データの収集、分析を行うことを目的として開設するものであること。</u></p> <p>6 <u>その他、電波を利用した科学又は技術の発達のための実験、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査を行おうとする者が、その実験、試験又は調査の達成を目的として開設するものであること。</u></p>
<u>アマチュア業務用</u>	<u>アマチュア業務に関する事項アマチュア業務(人工衛星追跡管制)に関する事項</u>	<u>個人又は社団が、金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究を図ることを目的として開設するものであること。</u>

		<u>と。</u>
<u>簡易な業務用</u>	<u>簡易な事項</u>	<u>簡易な事務又は個人的用務に必要な無線通信を行うために開設するもの(免許規則第2条の2に規定するパーソナル無線を使用するものを除く。)であること。</u>
<u>パーソナル用</u>	<u>簡易な事項</u>	<u>免許規則第2条の2に規定するパーソナル無線を使用して簡易無線業務を行うために開設するものであること。</u>
<u>広報業務用</u>	<u>電波利用の適正化のための広報に関する事項</u>	<u>電波利用の適正化のための広報業務に必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>
<u>新聞通信用</u>	<u>ニュースの取材及び速報に関する事項</u> <u>航空機の航行に関する事項</u> <u>航空機の修理に関する事項</u>	<u>一般紙を発行する新聞通信社が、政治、経済、文化その他公共の事項等の取材又は報道を目的として開設するものであること。</u>
<u>金融事業用</u>	<u>現金・有価証券等の安全輸送に関する事項</u> <u>金融保険事業に関する事項</u>	<u>銀行、信用金庫、信用協同組合等が、資金の効率的運用及び現金、有価証券等の輸送の安全を確保することを目的として開設するものであること。</u>
<u>地震又は火山噴火予知観測用</u>	<u>地震又は火山噴火予知観測に関する事項</u>	<u>文部科学省の諮問機関である科学技術・学術審議会測地学分科会の建議に基づく地震予知又は火山噴火予知のための観測を行う機関が、地震予知又は火山噴火予知の観測を目的として開設するものであること。</u>
<u>無線標定業務用</u>	<u>位置信号業務に関する事項</u> <u>無線標定に関する事項</u>	<u>無線測位業務(無線航行のための業務を除く。)を行うために開設するものであること。</u>
<u>広帯域テレメーター用</u>	<u>気象・動体の観測データの伝送に関する事項</u>	<u>科学、工業、医療、海軍、造船、水産等の分野において、海象、移動する物体、動物等の速度、振動、温度、濃度、呼吸、脈拍等の事象に係る各種データを所定の観測地点まで伝送するための事業又は業務を行う者が、その事業又は業務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>
<u>海底資源開発事業用</u>	<u>海底資源開発事業に関する事項</u> <u>無線標識に関する事項</u> <u>無線標定に関する事項</u> <u>船舶の航行に関する事項</u>	<u>海底資源開発に関する事業又は業務の円滑な遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>
<u>自動車教習用</u>	<u>自動車の教習に関する事項</u>	<u>道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条第1項の規定により自動車教習所の指定を受けた者が、道路交通法施行規則(昭和35</u>

		<u>年総理府令第60号)第33条第4項第1号の規定による無線指導装置により教習を行うことを目的として開設するものであること。</u>
<u>音響業務用</u>	<u>音響に関する事項</u>	<u>音響・映像ソフト制作者、劇場・ホール事業者、音響効果家、芸能実演家等業務上高品質の音響を必要とする者(基幹放送事業者等を除く。)</u> が、音響・映像ソフトの制作、場内音響等に用いることを目的として開設するものであること。
<u>宇宙開発用</u>	<u>ロケット打上情報周知に関する事項</u> <u>ロケット実験に伴う警備上の連絡に関する事項</u> <u>作業連絡に関する事項</u> <u>船舶の航行に関する事項</u> <u>航空機の航行に関する事項</u> <u>宇宙実験に関する事項</u> <u>技術試験に関する事項</u>	<u>申請者が、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成14年法律第161号)第4条に規定する目的の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>
<u>宇宙運用業務用</u>	<u>宇宙運用業務に関する事項</u>	<u>宇宙無線通信を行うものであって、専ら人工衛星の無線局に係る位置及び姿勢等の制御、遠隔測定、遠隔指令等を目的として開設するものであること。</u>
<u>競争事業用</u>	<u>競馬事業に関する事項</u> <u>競争事業に関する事項</u>	<u>地方公共団体又は日本中央競馬会が、競馬法(昭和23年法律第158号)、自転車競技法(昭和23年法律第209号)、小型自動車競争法(昭和25年法律第208号)又はモーターボート競争法(昭和26年法律第242号)の規定に基づき、各種公営競技事業の円滑な遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>
<u>構内無線業務用</u>	<u>構内無線業務に関する事項</u>	<u>一の構内において行われる無線通信業務を行うために開設するものであること。</u>
<u>無線呼出業務用</u>	<u>無線呼出に関する事項</u>	<u>施行規則第3条第8号の3に規定する無線呼出業務を行うために開設するものであること。</u>
<u>霧警報用</u>	<u>霧警報に関する事項</u>	<u>自己の業務又は事業の円滑な遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。この場合において、当該業務又は事業が免許、許可等を必要とするものであるときは、その免許、許可等を受けた者又は受けることが確実な者であること。</u>
<u>沿岸監視用</u>	<u>無線標定に関する事項</u>	
<u>狭域通信用</u>	<u>狭域通信用に関する事項</u> <u>狭域通信用に関する事項(有料道路自動料金収受に関する事項を除く。)</u> <u>有料道路自動料金収受に関する事項</u>	
<u>侵入検知用</u>	<u>侵入検知に関する事項</u>	<u>—</u>

<u>土木建設・工事・測量事業用</u>	<u>土木建設事業に関する事項</u> <u>設備工事事業に関する事項</u> <u>測量・設計事業に関する事項</u>	--
<u>石油事業用</u>	<u>石油事業に関する事項</u>	--
<u>鉱業用</u>	<u>鉱業に関する事項</u>	--
<u>核燃料事業用</u>	<u>核燃料事業に関する事項</u> <u>原子力施設の安全対策に関する事項</u>	--
<u>製造販売修理事業用</u>	<u>製造販売修理事業に関する事項</u>	--
<u>鉄鋼事業用</u>	<u>鉄鋼事業に関する事項</u>	--
<u>石油販売用</u>	<u>石油販売に関する事項</u>	--
<u>給油事業用</u>	<u>空港内における交通整理に関する事項</u>	--
<u>出版・印刷事業用</u>	<u>出版・印刷事業に関する事項</u>	--
<u>倉庫事業用</u>	<u>倉庫事業に関する事項</u>	--
<u>不動産事業用</u>	<u>不動産事業に関する事項</u>	--
<u>サービス事業用</u>	<u>サービス事業に関する事項</u>	--
<u>地域振興用</u>	<u>地域振興に関する事項</u>	--
<u>観光・イベント用</u>	<u>観光に関する事項</u> <u>イベントに関する事項</u> <u>船舶の航行に関する事項</u>	--
<u>作業連絡用</u>	<u>作業連絡に関する事項</u> <u>航空燃料輸送事業に関する事項</u>	--
<u>一般無線通信業務用</u>	<u>開発事業に関する事項</u> <u>火薬の管理に関する事項</u> <u>施設の保守・管理に関する事項</u> <u>労働組合活動に関する事項</u> <u>選挙活動に関する事項</u> <u>宗教団体活動に関する事項</u> <u>奉仕活動に関する事項</u> <u>一般無線通信業務に関する事項</u> <u>公園管理に関する事項</u> <u>作業員の安全確保に関する事項</u>	--

注

通信事項について、必要がある場合は、対応する無線局の目的以外の目的の通信事項とすることができる。

注

- 1 通信事項について、特に必要がある場合は無線局の目的に対応した項目以外の通信事項を認めることがある。
- 2 「航空交通管制に関する事項」とは、航空法(昭和27年法律第231号)第96条第1項に規定する指示に関する事務に関する通信事項のうち注3に規定するもの以外のものをいう。
- 3 「航空無線航行に関する事項」とは、注2に規定する事務に関する通信事項のうち

別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準

第1～第5（略）

第6 海岸局

1 無線設備の設置場所は、次の条件に適合するものであること。

(1)～(6)（略）

(7) VHF帯の電波を使用する無線局（通信事項が港湾管理に関する事項、港務通信に関する事項又は港湾工事に係る事項のものに限る。）であって、同一港湾をサービスエリアとする場合は、原則として設備を共用する等電波の効率的利用を確保できるよう置局されるものであること。

(8)～(10)（略）

2～8（略）

第7 船舶局

ち航空機の無線航行に関するものをいう。

4 「気象警報に関する事項」とは、気象業務法(昭和27年法律第165号)第23条に規定する警報に関する事務に関する通信事項をいう。

5 「麻薬取締に関する事項」とは、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第54条第5項に規定する職務を遂行するために行う事務に関する通信事項をいう。

6 「入国管理に関する事項」とは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第61条の3の2第2項に規定する事務に関する通信事項をいう。

7 「矯正管理に関する事項」とは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第3条に規定する刑事施設、少年院法(昭和23年法律第169号)第1条に規定する少年院、同法第16条に規定する少年鑑別所及び婦人補導院法(昭和33年法律第17号)第1条第1項に規定する婦人補導院の管理運営に関する事務に関する通信事項をいう。

8 「運輸関係災害対策に関する事項」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第3条第1項に規定する責務を遂行するために行う事務に関する通信事項であって、運輸に関するものをいう。

9 「災害対策・水防に関する事項」とは、水防道路に関する通信事項であって、災害対策基本法第3条第1項に規定する責務を遂行するために行う事務に関するものをいう。

10 「防災事務に関する事項」は、災害対策基本法第3条第1項に規定する責務を遂行するために行う事務(注2から注9まで並びに法第103条の2第12項第1号、第2号、第5号及び第9号から第11号までに定めるものを除く。)に関する通信事項に限るものとする。

別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準

第1～第5（同左）

第6 海岸局

1 無線設備の設置場所は、次の条件に適合するものであること。

(1)～(6)（略）

(7) VHF帯の電波を使用する港湾業務用の無線局であって、同一港湾をサービスエリアとする場合は、原則として設備を共用する等電波の効率的利用を確保できるよう置局されるものであること。

(8)～(10)（略）

2～8（略）

第7 船舶局

1～10 (略)

11 法第34条の義務船舶局等

(1) 施行規則第28条第1項ただし書の規定により法第33条に基づき備えなければならない機器に代えることができるものは、次のとおりとする。

ア 平成7年1月31日以前に建造又は建造に着手された漁船(専ら漁労に従事するもの並びに漁労に従事する船舶であって漁獲物の保存又は製造の設備を有するもの及び専ら漁労場から漁獲物又はその加工品を運搬するもの(いずれも国際航海に従事する総トン数300トン以上のものを除く。))に限る。以下「現存漁船」という。)の義務船舶局(以下「現存漁船の義務船舶局」という。)の船舶局であって、当該船舶局に備える無線設備の機器が航行区域及びトン数の区分に応じた次の要件を満たしているものと認められるもの。ただし、(ア)のBを除き、通信の相手方である通信事項が漁業通信に関する事項の海岸局との間及び出漁船の船舶局相互間において、当番局(無線局運用規則(昭和25年電波監理委員会規則第17号)(以下「運用規則」という。)第103条第1項に規定する当番局をいう。以下同じ。)を選定して行う通信が、船舶の航行の安全確保に十分な頻度で定時的に行われる場合に限る。

イ 上記アの措置をとる場合は、次の事項が申請者から提出される資料により確認できること。

(ア) 通信の相手方である通信事項が漁業通信に関する事項の海岸局との間及び出漁船の船舶局相互間において当番局を選定して行う通信が、船舶の航行の安全確保に十分な頻度で定時的に行われる旨、当該船舶局の免許人等が定めた「操業の安全確保のための漁業通信に関する申合せ」があること。

(イ)・(ウ) (略)

ウ・エ (略)

(2)～(9) (略)

第8・第9 (略)

第10 航空機地球局

1 無線局の目的等は、次のとおりであること。

(1) (略)

(2) 国土交通省が開設する人工衛星局の中継により無線通信を行う航空機地球局

ア 航空事業者が開設するもの
「一般業務用」であること。

イ 国土交通省が開設するもの
「公共業務用」であること。

2 (略)

1～10 (略)

11 法第34条の義務船舶局等

(1) 施行規則第28条第1項ただし書の規定により法第33条に基づき備えなければならない機器に代えることができるものは、次のとおりとする。

ア 平成7年1月31日以前に建造又は建造に着手された漁船(専ら漁労に従事するもの並びに漁労に従事する船舶であって漁獲物の保存又は製造の設備を有するもの及び専ら漁労場から漁獲物又はその加工品を運搬するもの(いずれも国際航海に従事する総トン数300トン以上のものを除く。))に限る。以下「現存漁船」という。)の義務船舶局(以下「現存漁船の義務船舶局」という。)の船舶局であって、当該船舶局に備える無線設備の機器が航行区域及びトン数の区分に応じた次の要件を満たしているものと認められるもの。ただし、(ア)のBを除き、通信の相手方である漁業用海岸局との間及び出漁船の船舶局相互間において、当番局(無線局運用規則(昭和25年電波監理委員会規則第17号)(以下「運用規則」という。)第103条第1項に規定する当番局をいう。以下同じ。)を選定して行う通信が、船舶の航行の安全確保に十分な頻度で定時的に行われる場合に限る。

イ 上記アの措置をとる場合は、次の事項が申請者から提出される資料により確認できること。

(ア) 通信の相手方である漁業用海岸局との間及び出漁船の船舶局相互間において当番局を選定して行う通信が、船舶の航行の安全確保に十分な頻度で定時的に行われる旨、当該船舶局の免許人等が定めた「操業の安全確保のための漁業通信に関する申合せ」があること。

(イ)・(ウ) (略)

ウ・エ (略)

(2)～(9)

第8・第9 (略)

第10 航空機地球局

1 (同左)

(1) (略)

(2) (同左)

ア (同左)
「航空用」であること。

イ (同左)
「航空保安用」であること。

2 (略)

- 3 通信事項は、次のとおりであること。
- (1) (略)
- (2) 国土交通省が開設する人工衛星局の中継により無線通信を行う航空機地球局
- ア 航空事業者が開設するもの
「航空機の運用に関する事項」であること。
- イ (略)
- 4・5 (略)
- 第11～第16 (略)
- 第17 構内無線局
- 1～5 (略)
- 6 無線局の目的等は、次のとおりであること。
- (1) 無線局の目的
「一般業務用」であること。
- (2) 通信事項
「一般業務用通信に関する事項」であること。
- (3)・(4) (略)
- 7～11 (略)
- 第18 (略)
- 第19 無線呼出局（電気通信業務用のものを除く。）
- 1～10 (略)
- 11 他の無線局(基地局又は携帯基地局(以下「基地局等」という。))の無線設備を共用して開設する場合の審査は、1から10(ただし、4、7及び10を除く。)までの基準によるほか次の基準により行うものとする。
- (1)～(3) (略)
- (4) 無線設備を共用することができる無線局
- ア 次に掲げる用途に供するもの
- (ア) (略)
- (イ) 公共業務用(通信事項が電気通信事業運営に関する事項の無線局の場合に限る。)
- (ウ)～(カ) (略)
- イ (略)
- (5) 通信事項
「一般業務用通信に関する事項」であること。
- (6)～(8) (略)
- 第20 (略)

- 3 (同左)
- (1) (略)
- (2) (同左)
- ア (同左)
「航空機の航行に関する事項」であること。
- イ (略)
- 4・5 (略)
- 第11～第16 (略)
- 第17 構内無線局
- 1～5 (略)
- 6 無線局の目的等は、次のとおりであること。
- (1) 無線局の目的
「構内無線業務用」であること。
- (2) 通信事項
「構内無線業務に関する事項」であること。
- (3)・(4) (略)
- 7～11 (略)
- 第18 (略)
- 第19 無線呼出局（電気通信業務用のものを除く。）
- 1～10 (略)
- 11 他の無線局(基地局又は携帯基地局(以下「基地局等」という。))の無線設備を共用して開設する場合の審査は、1から10(ただし、4、7及び10を除く。)までの基準によるほか次の基準により行うものとする。
- (1)～(3) (略)
- (4) 無線設備を共用することができる無線局
- ア 次に掲げる用途に供するもの
- (ア) (略)
- (イ) 電気通信事業運営用(機能試験用に限る。)
- (ウ)～(カ) (略)
- イ (略)
- (5) 通信事項
「無線呼出に関する事項」であること。
- (6)～(8) (略)
- 第20 (略)

第21 実験試験局

- 1 (略)
- 2 無線設備の設置場所は、次の条件に適合するものであること。
 - (1)～(5) (略)
 - (6) 通信事項が教育に関する事項の実験試験局の場合は、学校その他の教育機関の所在地又は実験研究若しくは教育に必要な場所であること。
 - (7) (略)
- 3～5 (略)

第22 特別業務の局

- 1～5 (略)
- 6 空中線系の審査は、次の基準により行う。
 - (1)～(4) (略)
 - (5) 送信装置の審査は、次の基準により行う。
 - ア～ウ (略)
 - エ 空中線からの電波による電界強度が0.1mV/mを超える範囲内に、他の免許人が開設する同一周波数の無線局の路側通信実施区域又は将来当該申請者以外の者が路側通信を行う無線局を開設することが予想される道路が含まれていないこと。ただし、当該申請者以外の者が路側通信を行う無線局を開設することが予想される道路が含まれている場合であって、将来当該申請者が混信妨害除去のため無線設備の変更等の措置をすることが確実なときは、この限りでない。
- 7～10 (略)

第23～第25 (略)

別紙2 (第5条関係) 無線局の開設目的別審査基準

第1 航空海上関係

- 1 電気通信業務用(通信事項が電気通信業務に関する事項の無線局の場合に限る。(3)において同じ。)又は公共業務用(通信事項が電気通信事業運営に関する事項の無線局の場合に限る。(3)において同じ。)
 - (1)・(2) (略)
 - (3) 空港無線通信用無線局
 - ア (略)
 - イ 空港無線通信を行う陸上移動業務の無線局及びこれに関連する機能試験用無線局の審査は、次の基準により行う。
 - (ア) (4)において使用する用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

第21 実験試験局

- 1 (略)
- 2 無線設備の設置場所は、次の条件に適合するものであること。
 - (1)～(5) (略)
 - (6) 教育用実験試験局の場合は、学校その他の教育機関の所在地又は実験研究若しくは教育に必要な場所であること。
 - (7) (略)
- 3～5 (略)

第22 特別業務の局

- 1～5 (略)
- 6 空中線系の審査は、次の基準により行う。
 - (1)～(4) (略)
 - (5) 送信装置の審査は、次の基準により行う。
 - ア～ウ (略)
 - エ 空中線からの電波による電界強度が0.1mV/mを超える範囲内に、他の免許人が開設する同一周波数の無線局の路側通信実施区域、又は将来当該申請者以外の者が路側通信用無線局を開設することが予想される道路が含まれていないこと。ただし、当該申請者以外の者が路側通信用無線局を開設することが予想される道路が含まれている場合であって、将来当該申請者が混信妨害除去のため無線設備の変更等の措置をすることが確実なときは、この限りでない。
- 7～10 (略)

第23～第25 (略)

別紙2 (第5条関係) 無線局の開設目的別審査基準

第1 (航空海上関係)

- 1 電気通信業務用
 - (1)・(2) (略)
 - (3) (同左)
 - ア (略)
 - イ (同左)
 - (ア) (同左)

A 基地局 空港無線通信を行う電気通信業務用又は公共業務用の陸上局をいう。

B (略)

C 陸上移動局 空港無線通信を行う電気通信業務用又は公共業務用の移動局をいう。

D～I (略)

(イ)～(キ) (略)

ウ (略)

別図 (略)

2 一般業務用(通信事項が海上運送事業に関する事項又は海洋の観測に関する事項の無線局の場合に限る。)

(1)・(2) (略)

3 一般業務用(通信事項が水先・引き船に関する事項の船上通信局の場合に限る。)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

4 公共業務用(通信事項が航路警戒に関する事項、港湾管理に関する事項又は港務通信に関する事項の無線局(港湾内又はその付近の船舶局と通信を行う海岸局に限る。))の場合に限る。)又は一般業務用(通信事項が水先・引き船に関する事項、海上作業に関する事項又は港湾工事に関する事項の無線局(港湾内又はその付近の船舶局と通信を行う海岸局に限る。))の場合に限る。)

(1)～(5) (略)

5 公共業務用(通信事項が海難救助に関する事項の海岸局の場合に限る。)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

6 一般業務用(通信事項がスポーツ・レジャーに関する事項の無線局の場合に限る。(3)において同じ。)

(1) 海岸局

ア～エ (略)

オ 無線通信規則付録第18号の周波数の電波を使用する海岸局の電波の型式、

A 基地局 空港無線通信を行う電気通信業務用の陸上局をいう。

B (略)

C 陸上移動局 空港無線通信を行う電気通信業務用の移動局をいう。

D～I (略)

(イ)～(キ) (略)

ウ (略)

別図 (略)

2 海上運送事業用

(1)・(2) (略)

3 水先・引き船業務用(船上通信局に限る。)

(1) 通信事項は、操船援助又は船舶の接岸若しくは係留に関する事項であること。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

4 水先・引き船業務用、海事用及び港湾業務用(港湾内又はその付近の船舶局と通信を行う海岸局に限る。)

(1)～(5) (略)

5 救難用(海難救助を目的とした海岸局に限る。)

(1) (略)

(2) 通信事項は、海難救助に関する事項であること。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

6 スポーツ・レジャー用

(1) 海岸局

ア～エ (略)

オ 無線通信規則付録第18号の周波数の電波を使用する海岸局の電波の型式、

周波数及び空中線電力は、別表1に規定する範囲内のものであること。

別表(1)―1 (略)

注 1～3 (略)

4 この表の周波数は、通信事項が漁業の指導監督に関する事項又は海難救助に関する事項の海岸局及び船舶局並びに通信事項が海上保安事務に関する事項の船舶局にも指定することができる。

5・6 (略)

(2) 船舶局

ア 通信の相手方は、次の範囲であること。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 通信事項がスポーツ・レジャーに関する事項の船舶局

(エ) (略)

イ・ウ (略)

(3) 携帯局

ハングライダー、熱気球、ウルトラライトプレーン、パラプレーン等の飛行用機材を用いて航空レジャーを行うものについては、次の基準に適合するものであること。

ア (略)

イ 通信の相手方は、一般業務用の目的で使用する携帯局であること。

ウ 通信事項は、スポーツ・レジャーに関する事項であること。

エ (略)

7 一般業務用(通信事項が漁業通信に関する事項の無線局の場合に限る。)又は公共業務用(通信事項が漁業指導監督に関する事項の無線局の場合に限る。)

(1) 固定局

通信事項が漁業通信に関する事項又は漁業指導監督に関する事項の海岸局の連絡回線に使用するものであること。

(2) 海岸局

ア 通信事項が漁業通信に関する事項の船舶局を通信の相手方として漁業に関する通信を行うため、国の機関又は地方公共団体(国の機関又は地方公共団体が設立した法人を含む。)が漁業の指導監督のために開設するものであること。

イ 申請者(国の機関及び地方公共団体並びにそれらが設立した法人を除く。)は、次の条件に適合する者であること。

(ア) その局を利用しようとする漁船の船舶局(通信事項が漁業指導監督に関する事項のものを除く。)の免許人又は主としてその免許人から成る団体と

周波数及び空中線電力は、別表1に規定する範囲内のものであること。

別表(1)―1 (略)

注 1～3 (略)

4 この表の周波数は、漁業の指導監督用又は海難救助用の海岸局及び船舶局並びに海上保安用の船舶局にも指定することができる。

5・6 (略)

(2) 船舶局

ア 通信の相手方は、次の範囲であること。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) スポーツ・レジャー用の船舶局

(エ) (略)

イ・ウ (略)

(3) 携帯局

ハングライダー、熱気球、ウルトラライトプレーン、パラプレーン等の飛行用機材を用いて航空レジャーを行うものについては、次の基準に適合するものであること。

ア (略)

イ 通信の相手方は、スポーツ・レジャー用の目的で使用する携帯局であること。

ウ 通信事項は、航空レジャーに関する事項であること。

エ (略)

7 漁業用・漁業指導監督用

(1) 固定局

漁業用海岸局又は漁業指導監督用海岸局の連絡回線に使用するものであること。

(2) 海岸局

ア 漁業用船舶局を通信の相手方として漁業に関する通信を行うため、国の機関又は地方公共団体(国の機関又は地方公共団体が設立した法人を含む。)が漁業の指導監督のために開設するものであること。

イ 申請者(国の機関及び地方公共団体並びにそれらが設立した法人を除く。)は、次の条件に適合する者であること。

(ア) その局を利用しようとする漁船の船舶局(漁業指導監督用のものを除く。)の免許人又は主としてその免許人から成る団体として構成される団体

して構成される団体組織であること。

(イ)・(ウ) (略)

(エ) その局を利用しようとする通信事項が漁業通信に関する事項の船舶局の免許人に対し、無差別に団体に加入することを認めるものであること。また、通信事項が漁業通信に関する事項の船舶局以外の免許人に対しては、航行の安全のために陸上と通信を確保する必要があると認められる場合に限り、加入することを認めるものであること。

(オ) (略)

ウ その局を利用する船舶局が複数局あり、かつ、その後利用船舶局が増加する見込みがあるものであること。ただし、通信事項が漁業指導監督に関する事項のものについてはこの限りでない。

エ 通信の相手方は、通信事項が漁業指導監督に関する事項の海岸局については申請者の所掌事務の遂行上必要な船舶局とし、その他の通信事項が漁業通信に関する事項の海岸局については、根本基準第5条第3号に定める者に所属する漁船の船舶局又は漁船に設置される受信設備であること。

オ 通信事項が漁業指導監督用又は漁業通信に関する事項の海岸局の設置場所は、次の条件に適合するものであること。

(ア) 通信事項が漁業指導監督に関する事項の海岸局
漁業指導監督事務の遂行上適当な場所であること。

(イ) 通信事項が漁業通信に関する事項の海岸局
根本基準第5条第2号の条件に適合するものであること。

カ～ケ (略)

(3) 船舶局

ア 通信の相手方は、次の範囲内のものであること。

(ア) 通信事項が漁業通信に関する事項の海岸局(漁業通信を行う船舶局の場合、申請者が構成員又は準構成員となる団体の開設するものに限る。)

(イ)～(ロ) (略)

イ～ケ (略)

コ 中短波帯の周波数の電波を使用するものについては、無線電信と無線電話を併設しないものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(ア) 国の機関又は地方公共団体(国の機関又は地方公共団体が設立した法人を含む。)所属の通信事項が漁業指導監督に関する事項の船舶局の場合

(イ)～(ウ) (略)

組織であること。

(イ)・(ウ) (略)

(エ) その局を利用しようとする漁業用船舶局の免許人に対し、無差別に団体に加入することを認めるものであること。また、漁業用船舶局以外の免許人に対しては、航行の安全のために陸上と通信を確保する必要があると認められる場合に限り、加入することを認めるものであること。

(オ) (略)

ウ その局を利用する船舶局が複数局あり、かつ、その後利用船舶局が増加する見込みがあるものであること。ただし、漁業指導監督用のものについてはこの限りでない。

エ 通信の相手方は、漁業指導監督用の海岸局については申請者の所掌事務の遂行上必要な船舶局とし、その他の漁業用海岸局については、根本基準第5条第3号に定める者に所属する漁船の船舶局又は漁船に設置される受信設備であること。

オ 通信事項は、漁業指導監督用の海岸局については漁業指導監督に関する事項であること。

カ 漁業用海岸局の設置場所は、次の条件に適合するものであること。

(ア) 漁業指導監督用の海岸局
漁業指導監督事務の遂行上適当な場所であること。

(イ) その他の漁業用海岸局
根本基準第5条第2号の条件に適合するものであること。

キ～ク (略)

(3) 船舶局

ア 通信の相手方は、次の範囲内のものであること。

(ア) 漁業用海岸局(漁業通信を行う船舶局の場合は、申請者が構成員又は準構成員となる団体の開設するものに限る。)

(イ)～(ロ) (略)

イ～ケ (略)

コ 中短波帯の周波数の電波を使用するものについては、無線電信と無線電話を併設しないものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(ア) 国の機関又は地方公共団体(国の機関又は地方公共団体が設立した法人を含む。)所属の漁業の指導監督用船舶局の場合

(イ)～(ウ) (略)

サ (略)

シ 短波帯の周波数の電波(狭帯域直接印刷電信のものを除く。)の指定を希望するものは、次の条件に適合するものであること。

(ア)～(イ)

(ウ) 主たる通信の相手方となる通信事項が漁業通信に関する事項の海岸局と常に連絡を行うために短波帯の電波の指定を希望するものについては、次表の右欄に掲げる距離(当該海岸局の所在地から出漁海域までの距離をいう。)の区分に従い、同表の左欄に掲げる周波数帯を希望するものであること。

表 (略)

ス～セ (略)

(4) 携帯移動業務の局

通信事項は、漁業通信に関する事項であること。

(5) 無線標定移動業務の局

ア～エ (略)

(6) 漁業地域情報システムの無線局(マリンコミュニティホーン)

ア (略)

イ 免許主体は、漁業地域情報システムが漁業通信システムと密接に関係するため、両システムの健全な普及発展を図る上で漁業通信に対する十分な調整能力を必要とすることを考慮し、次の条件に適合する者とする。

(ア) 次の無線局の免許人が構成員として含まれる一般社団法人又は一般財団法人

A 通信事項が漁業通信に関する事項の海岸局

B (略)

(イ)・(ウ) (略)

ウ マリンコミュニティホーンの利用者は、次の範囲内のものに限るものとする。

(ア) (略)

(イ) 通信事項が漁業通信に関する事項の海岸局

(ウ)～(カ) (略)

エ～オ (略)

カ その他

(ア) 総トン数5トン以上の漁船においてマリンコミュニティホーンの利用を希望する場合は、通信事項が漁業通信に関する事項の船舶局を開設してい

サ (略)

シ 短波帯の周波数の電波(狭帯域直接印刷電信のものを除く。)の指定を希望するものは、次の条件に適合するものであること。

(ア)～(イ)

(ウ) 主たる通信の相手方となる漁業用海岸局と常に連絡を行うために短波帯の電波の指定を希望するものについては、次表の右欄に掲げる距離(当該海岸局の所在地から出漁海域までの距離をいう。)の区分に従い、同表の左欄に掲げる周波数帯を希望するものであること。

表 (略)

ス～セ

(4) 携帯移動業務の局

通信事項は次の範囲内であること。

ア 漁業の調査に関する事項

イ 漁群探知の伝送に関する事項

(5) 無線標定移動業務の局

ア～エ (略)

(6) 漁業地域情報システムの無線局(マリンコミュニティホーン)

ア (略)

イ 免許主体は、漁業地域情報システムが漁業通信システムと密接に関係するため、両システムの健全な普及発展を図る上で漁業通信に対する十分な調整能力を必要とすることを考慮し、次の条件に適合する者とする。

(ア) 次の者が構成員として含まれる一般社団法人又は一般財団法人

A 漁業用海岸局

B (略)

(イ)・(ウ) (略)

ウ マリンコミュニティホーンの利用者は、次の範囲内のものに限るものとする。

(ア) (略)

(イ) 漁業用海岸局

(ウ)～(カ) (略)

エ～オ (略)

カ その他

(ア) 総トン数5トン以上の漁船においてマリンコミュニティホーンの利用を希望する場合は、漁業用の船舶局を開設している場合に限り利用を認めるも

る場合に限り利用を認めるものであること。

(イ)～(ウ) (略)

8 一般業務用(通信事項が航空機の運用に関する事項、自家用の航空関係に関する事項又は航空機の修理に関する事項の無線局(航空事業者が開設するものに限る。))の場合に限る。)

(1) (略)

(2) 航空機局

通信の相手方は、航空交通管制を行う航空局、電気通信事業者が開設する航空局、運航管理通信を行う航空局又は申請者が開設する航空局若しくは航空機局であること。ただし、航空機の航行に関する通信を行うため申請者以外の者が開設する航空局(航空機の運行支援の業務委託を行っている航空事業者が開設する航空局に限る。)又は航空機局を通信の相手方とする場合、災害時救援活動等を行う航空機局に対して飛行援助通信を行うことができる航空局(以下「災害時一般業務用航空局」という。)を通信の相手方とする場合又は、9 (1) に定める一般業務用航空局を通信の相手方とする場合若しくは修理中の航空機の航空機局が修理事業者の開設する航空局を通信の相手方とする場合は、この限りでない。

9 一般業務用(通信事項が飛行機における航空機の飛行援助に関する事項の航空局の場合に限る。9 (1) 及び(5)において同じ。)

(1) 一般業務用航空局は、その通信の相手方が自己所属の航空機局であるか異免許人所属の航空機局であるかを問わず、航空機局に対して飛行援助通信を行うものであること。

(2) (略)

(3) 8 (1) に定める一般業務用航空局(航空事業者が開設する無線局に限る。)を開設している者が、(1) に定める一般業務用航空局を開設しようとする場合は、当該8 (1) に定める一般業務用航空局に既に指定されている周波数(128.3MHz、129.25MHz、129.3MHz及び130.7MHzを除く。)と同一であること。ただし、当該飛行場等の周辺における通信量等からみて、当該周波数では飛行援助通信を円滑に行うことが不可能と認められる場合はこの限りではない。

(4) (略)

(5) 所要局間距離は、標準として次のとおりとする。

共通チャンネル

(略)

隣接チャンネル

	<u>一般業務用航空局</u>	(略)
--	-----------------	-----

のであること。

(イ)～(ウ) (略)

8 航空用(航空事業者が開設する無線局に限る。)

(1) (略)

(2) (同左)

通信の相手方は、航空交通管制を行う航空局、電気通信事業者が開設する航空局、運航管理通信を行う航空局又は申請者が開設する航空局若しくは航空機局であること。ただし、航空機の航行に関する通信を行うため申請者以外の者が開設する航空局(航空機の運行支援の業務委託を行っている航空事業者が開設する航空局に限る。)又は航空機局を通信の相手方とする場合、災害時救援活動等を行う航空機局に対して飛行援助通信を行うことができる航空局(以下「災害時飛行援助用航空局」という。)を通信の相手方とする場合又は、9 に定める飛行援助用航空局を通信の相手方とする場合若しくは修理中の航空機の航空機局が修理事業者の開設する航空局を通信の相手方とする場合は、この限りでない。

9 飛行援助用(航空局に限る。)

(1) 飛行援助用航空局は、その通信の相手方が自己所属の航空機局であるか異免許人所属の航空機局であるかを問わず、航空機局に対して飛行援助通信を行うものであること。

(2) (略)

(3) 航空用航空局(航空事業者が開設する無線局に限る。)を開設している者が、飛行援助用航空局を開設しようとする場合は、当該航空用航空局に既に指定されている周波数(128.3MHz、129.25MHz、129.3MHz及び130.7MHzを除く。)と同一であること。ただし、当該飛行場等の周辺における通信量等からみて、当該周波数では飛行援助通信を円滑に行うことが不可能と認められる場合はこの限りではない。

(4) (略)

(5) (同左)

共通チャンネル

(略)

隣接チャンネル

	<u>飛行援助用航空局</u>	(略)
--	-----------------	-----

<u>一般業務用航空局</u>	23NM(43km)	(略)
-----------------	------------	-----

XNM：一般業務用航空局の業務覆域と最も近い、隣接波による業務覆域の境界点から、隣接波の航空局までの距離

注 (略)

10 一般業務用(通信事項がニュースの取材及び速報に関する事項、航空機の運用に関する事項又は航空機の修理に関する事項の無線局の場合に限る。)

(1) (略)

(2) 航空機局

通信の相手方は、航空交通管制を行う航空局、電気通信事業者が開設する航空局、運航管理通信を行う航空局又は申請者が開設する航空局若しくは航空機であること。ただし、航空機の航行に関する通信を行うため申請者以外の者が開設する航空機局を通信の相手方とする場合、災害時一般業務用航空局を通信の相手方とする場合又は9 (1) に定める一般業務用航空局を通信の相手方とする場合若しくは修理中の航空機の航空機局が修理事業者の開設する航空局を通信の相手方とする場合は、この限りでない。

11 公共業務用(通信事項が国会事務に関する事項、防災対策に関する事項、電気通信の監理・規律に関する事項、消防事務に関する事項、検察事務に関する事項、矯正管理に関する事項、入国管理に関する事項、公安調査に関する事項、外務行政事務に関する事項、税関事務に関する事項、国税事務に関する事項、放射能汚染の管理業務に関する事項、検疫事務に関する事項、麻薬取締に関する事項、外交に関する事項、地方行政事務に関する事項又は労働基準監督に関する事項の無線局の場合に限る。)

(1) 航空局

ア (略)

イ 通信の相手方は、申請者が開設する航空機局であること。ただし、災害時一般業務用航空局(警察庁が開設する場合に限る。)にあっては、災害時救済活動等を行う免許人以外の航空機局を通信の相手方とすることができる。

ウ 国の行政機関(警察庁、国土交通省及び防衛省を除く。)又は地方公共団体が開設する航空局は、通信事項として飛行援助に関する事項及び一般業務用通信に関する事項を併せ持つことができる。

エ 警察庁が開設する災害時一般業務用航空局の通信事項は、警察事務に関する事項及び飛行援助に関する事項であること。

オ 災害時一般業務用航空局を承認する場合の業務覆域は、半径5NM、高度2000ftの空域を標準とし、当該業務覆域内において電界強度が $75 \mu V/m$ を下回

<u>飛行援助用航空局</u>	23NM(43km)	(略)
-----------------	------------	-----

XNM：飛行援助用航空局の業務覆域と最も近い、隣接波による業務覆域の境界点から、隣接波の航空局までの距離

注 (略)

10 新聞通信用

(1) (略)

(2) (同左)

通信の相手方は、航空交通管制を行う航空局、電気通信事業者が開設する航空局、運航管理通信を行う航空局又は申請者が開設する航空局若しくは航空機であること。ただし、航空機の航行に関する通信を行うため申請者以外の者が開設する航空機局を通信の相手方とする場合、災害時飛行援助用航空局を通信の相手方とする場合又は飛行援助用航空局を通信の相手方とする場合若しくは修理中の航空機の航空機局が修理事業者の開設する航空局を通信の相手方とする場合は、この限りでない。

11 国家行政用及び地方行政用

(1) 航空局

ア (略)

イ 通信の相手方は、申請者が開設する航空機局であること。ただし、災害時飛行援助用航空局(警察庁が開設する場合に限る。)にあっては、災害時救済活動等を行う免許人以外の航空機局を通信の相手方とすることができる。

ウ 警察庁が開設する災害時飛行援助用航空局の通信事項は、警察事務に関する事項及び飛行援助に関する事項であること。

エ 災害時飛行援助用航空局を承認する場合の業務覆域は、半径5NM、高度2000ftの空域を標準とし、当該業務覆域内において電界強度が $75 \mu V/m$ を下回らない

らないよう指定するものであること。

(2) 航空機局

ア (略)

イ 通信の相手方は、航空交通管制を行う航空局、電気通信事業者が開設する航空局、運行管理通信を行う航空局、申請者が開設する航空局、修理事業者の開設する航空局又は航空機局であること。ただし、航空機の航行に関する通信を行う航空機局を通信の相手方とする場合、災害時一般業務用航空局を通信の相手方とする場合又は、9 (1) に定める一般業務用航空局を通信の相手方とする場合は、この限りでない。

ウ 国の行政機関（警察庁、国土交通省及び防衛省を除く。）又は地方公共団体が開設する航空機局は、通信事項として飛行援助に関する事項及び一般業務用通信に関する事項を併せ持つことができる。

12 一般業務用（通信事項が航空機の製造修理に関する事項又は航空機の運用に関する事項の航空局の場合に限る。）

(1)・(2) (略)

13 一般業務用（通信事項が航空機の運用に関する事項、飛行場における地上管制に関する事項並びに航空機の運航管理又は運航管理の支援に関する事項の無線局の場合に限る。）

(1)・(2) (略)

14 実験試験用（通信事項が教育に関する事項の無線局の場合を除く。）

(1)～(5) (略)

15 実験試験用（通信事項が教育に関する事項の無線局の場合に限る。）
(略)

16 一般業務用（通信事項が気象・動体の観測データの伝送に関する事項の無線局（携帯移動業務の無線局に限る。）の場合に限る。）

(1)～(5) (略)

17 一般業務用（通信事項が海上測量業務に関する事項の無線局の場合に限る。）

F1D電波、F3E電波229MHzを超え230MHz以下の周波数の電波を使用する空中線電力10ワット以下の単一通信路により、海上において衛星測位誤差補正情報の送信及び当該情報の送信に付帯する音声通信を行う携帯移動業務の無線局は、次の条件に適合するものであること。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

よう指定するものであること。

(2) 航空機局

ア (略)

イ 通信の相手方は、航空交通管制を行う航空局、電気通信事業者が開設する航空局、運行管理通信を行う航空局、申請者が開設する航空局、修理事業者の開設する航空局又は航空機局であること。ただし、航空機の航行に関する通信を行う航空機局を通信の相手方とする場合、災害時飛行援助用航空局を通信の相手方とする場合又は、飛行援助用航空局を通信の相手方とする場合は、この限りでない。

12 航空機製造修理事業用（航空局に限る。）

(1)・(2) (略)

13 航空関係事業用

(1)・(2) (略)

14 実験試験用

(1)～(5) (略)

15 教育用（実験試験局に限る。）
(略)

16 広帯域テレメーター用（携帯移動業務の無線局に限る。）

(1)～(5) (略)

17 海事用（海上測量業務の無線局に限る。）

F1D電波、F3E電波229MHzを超え230MHz以下の周波数の電波を使用する空中線電力10ワット以下の単一通信路により、海上において衛星測位誤差補正情報の送信及び当該情報の送信に付帯する音声通信を行う携帯移動業務の無線局は、次の条件に適合するものであること。

(1) (略)

(2) 通信事項は、海上測量業務に関する事項であること。

(3) (略)

(4) (略)

(4) (略)

18 公共業務用(通信事項が防災行政事務に関する事項、飛行援助に関する事項、航空機の修理に関する事項、航空機の運用に関する事項、水防事務に関する事項又は消防事務に関する事項の無線局の場合に限る。)

(1) (略)

(2) 航空機局

ア (略)

イ 通信の相手方は、航空交通管制を行う航空局、電気通信事業者が開設する航空局、運航管理通信を行う航空局、申請者が開設する航空局、修理事業者の開設する航空局又は航空機局であること。ただし、航空機の航行に関する通信を行う航空機局を通信の相手方とする場合、災害時一般業務用航空局を通信の相手方とする場合又は9 (1) に定める一般業務用航空局を通信の相手方とする場合はこの限りでない。

ウ 通信事項は、防災行政事務に関する事項が含まれていること。

19 公共業務用(通信事項が消防事務に関する事項、防災行政事務に関する事項又は航空機の運用に関する事項の無線局の場合に限る。)

(1) 船舶局、無線航行移動局及び船上通信局

ア (略)

イ 船舶局及び船上通信局の通信事項には、消防事務に関する事項が含まれていること。

(2) 航空局

ア・イ (略)

ウ 通信事項は、消防事務に関する事項のほか、災害時一般業務用航空局にあつては、飛行援助に関する事項とする。

エ 災害時一般業務用航空局を承認する場合の業務覆域は、半径5NM、高度2000ftの空域を標準とし、当該業務覆域内において電界強度が $75 \mu V/m$ を下回らないものであること。

(3) 航空機局

ア (略)

イ 通信の相手方は、航空交通管制を行う航空局、電気通信事業者が開設する航空局、運航管理通信を行う航空局、申請者が開設する航空局、修理事業者の開設する航空局又は航空機局であること。ただし、その通信が、消防関係法令又は消防関係機関相互の応援協定に基づき、消防の応援措置を行うに当

(5) (略)

18 防災行政用

(1) (略)

(2) (同左)

ア (略)

イ 通信の相手方は、航空交通管制を行う航空局、電気通信事業者が開設する航空局、運航管理通信を行う航空局、申請者が開設する航空局、修理事業者の開設する航空局又は航空機局であること。ただし、航空機の航行に関する通信を行う航空機局を通信の相手方とする場合、災害時飛行援助用航空局を通信の相手方とする場合又は飛行援助用航空局を通信の相手方とする場合はこの限りでない。

ウ 通信事項は、防災行政事務に関する事項が含まれていること。

19 消防用

(1) (同左)

ア (略)

イ 船舶局及び船上通信局の通信事項には、消防の任務に関する事項が含まれていること。

(2) (同左)

ア・イ (略)

ウ 通信事項は、消防の任務に関する事項のほか、災害時飛行援助用航空局にあつては、飛行援助に関する事項とする。

エ 災害時飛行援助用航空局を承認する場合の業務覆域は、半径5NM、高度2000ftの空域を標準とし、当該業務覆域内において電界強度が $75 \mu V/m$ を下回らないものであること。

(3) (同左)

ア (略)

イ 通信の相手方は、航空交通管制を行う航空局、電気通信事業者が開設する航空局、運航管理通信を行う航空局、申請者が開設する航空局、修理事業者の開設する航空局又は航空機局であること。ただし、その通信が、消防関係法令又は消防関係機関相互の応援協定に基づき、消防の応援措置を行うに当

たり必要とされるものであって、これらの消防機関相互間において行われる場合、航空機の航行に関する通信を行う航空機局を通信の相手方とする場合又は災害時一般業務用航空局を通信の相手方とする場合若しくは9 (1) に定める一般業務用航空局を通信の相手方とする場合は、この限りでない。

ウ 通信事項は、消防事務に関する事項が含まれていること。

20 その他の業務用

(1) (略)

(2) 航空機局

ア (略)

イ 通信の相手方は、航空交通管制を行う航空局又は申請者が開設する航空局若しくは航空機局であること。ただし、航空機の航行に関する通信を行うため申請者以外の者が開設する航空機局を通信の相手方とする場合において、災害時一般業務用航空局を通信の相手方とする場合又は9 (1) に定める一般業務用航空局を通信の相手方とする場合若しくは修理中の航空機の航空機局が修理事業者の開設する航空局を通信の相手方とする場合は、この限りでない。

(3)・(4) (略)

第2 陸上関係

1 電気通信業務用

(1)～(15) (略)

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

ア～エ (略)

オ 通信事項

電気通信業務に関する事項であること。

カ～ス (略)

(17) PHSの基地局等

ア～エ (略)

オ 通信事項

電気通信業務に関する事項であること。

カ・キ (略)

(18) (略)

(19) 広帯域移動無線アクセスシステムのうち、2575MHzから2595MHzまでの周波数

たり必要とされるものであって、これらの消防機関相互間において行われる場合、航空機の航行に関する通信を行う航空機局を通信の相手方とする場合又は災害時飛行援助用航空局を通信の相手方とする場合若しくは、飛行援助用航空局を通信の相手方とする場合は、この限りでない。

ウ 通信事項は、消防の任務に関する事項が含まれていること。

20 (同左)

(1) (略)

(2) (同左)

ア (略)

イ 通信の相手方は、航空交通管制を行う航空局又は申請者が開設する航空局若しくは航空機局であること。ただし、航空機の航行に関する通信を行うため申請者以外の者が開設する航空機局を通信の相手方とする場合において、災害時飛行援助用航空局を通信の相手方とする場合又は飛行援助用航空局を通信の相手方とする場合若しくは修理中の航空機の航空機局が修理事業者の開設する航空局を通信の相手方とする場合は、この限りでない。

(3)・(4) (略)

第2 陸上関係

1 電気通信業務用

(1)～(15) (略)

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

ア～エ (略)

オ 通信事項

業務用無線局にあつては電気通信業務に関する事項、機能試験用無線局にあつては電気通信事業運営に関する事項であること。

カ～ス (略)

(17) PHSの基地局等

ア～エ (略)

オ 通信事項

基地局及び中継用無線局にあつては電気通信業務に関する事項又は電気通信業務に関する事項及び電気通信事業運営に関する事項、機能試験用陸上移動局にあつては電気通信事業運営に関する事項であること。

カ・キ (略)

(18) (略)

(19) 広帯域移動無線アクセスシステムのうち、2575MHzから2595MHzまでの周波数

の電波を使用する無線局

広帯域移動無線アクセスシステムのうち、2575MHzから2595MHzまでの周波数(以下本項(19)において「地域アクセスバンド」という。)の電波を使用する無線局の審査は、次のとおり行う。

ア 一般的事項

(ア)～(エ) (略)

(オ) 通信事項

電気通信業務に関する事項であること。

(カ)・(キ) (略)

イ～オ (略)

カ その他

(ア)～(イ) 省略

(ウ) 実験試験局への適用

地域アクセスバンド無線局に係る実験試験局にあつては、本項(19)ア(ア)、ア(カ)A、イ(ア)、ウ(ア)及びオの規定を準用するほか、次の基準により審査する。

A 開設の目的は、地域アクセスバンド無線局に関するものであつて、通信事項が実験、試験又は調査に関する事項(アルゴシステムデータ伝送に関する事項又は教育に関する事項を除く。)であること。

B～E (略)

(20) 広帯域移動無線アクセスシステム(2545MHzから2575MHzまで及び2595MHzから2625MHzまでの周波数の電波を使用するものに限る。以下この(20)において同じ。)の無線局

ア～ウ (略)

エ 通信事項

電気通信業務に関する事項であること。

オ～コ (略)

2 公共業務用無線局

(1) 公共業務用(通信事項が防災行政事務に関する事項の無線局(以下この(1)において「防災行政無線局」という。))の場合に限る。)

防災行政無線局の審査は次の基準により行う。

ア 防災行政無線局は、その公共的性格に鑑み、根本基準第4条に規定する公共

の電波を使用する無線局

広帯域移動無線アクセスシステムのうち、2575MHzから2595MHzまでの周波数(以下本項(19)において「地域アクセスバンド」という。)の電波を使用する無線局の審査は、次のとおり行う。

ア 一般的事項

(ア)～(エ) (略)

(オ) 通信事項

電気通信業務に関する事項であること。また、機能試験用の無線局にあつては、電気通信事業の運営に関する事項であること。

(カ)・(キ) (略)

イ～オ (略)

カ その他

(ア)～(イ) 省略

(ウ) 実験試験局への適用

地域アクセスバンド無線局に係る実験試験局にあつては、本項(19)ア(ア)、ア(カ)A、イ(ア)、ウ(ア)及びオの規定を準用するほか、次の基準により審査する。

A 開設の目的は、地域アクセスバンド無線局に関するものであつて、電波伝搬試験用、展示用若しくは無線機器製造事業用のいずれか又はその組合せであること。

B～E (略)

(20) 広帯域移動無線アクセスシステム(2545MHzから2575MHzまで及び2595MHzから2625MHzまでの周波数の電波を使用するものに限る。以下この(20)において同じ。)の無線局

ア～ウ (略)

エ 通信事項

業務用無線局にあつては電気通信業務に関する事項、機能試験用無線局にあつては電気通信事業運営に関する事項であること。

オ～コ (略)

2 公共業務用無線局

(1) 防災行政用

防災行政用無線局の審査は次の基準により行う。

ア 防災行政用無線局は、その公共的性格にかんがみ、根本基準第4条に規定

業務用の無線局とする。

イ～エ (略)

オ 通信系別の審査は次の規定により行う。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 同報系

A (略)

B 防災行政無線局の同報通信系又はデジタル同報通信系の固定局の無線設備

(A) (略)

(B) 無線設備を共用する場合は、防災行政無線局の当該固定局の通信可能区域に、当該固定局の無線設備を共用する防災行政無線局以外の同報通信系又はデジタル同報通信系の固定局の通信可能区域が含まれるものであること。

(C) (略)

C～E (略)

F 同報子局等(テレコントロール用又はテレメーター用のものを除く。)は、次の条件に適合するものであること。

(A)～(D) (略)

(E) 同報子局等(再送信子局を含む。)を有線電気通信設備に接続する場合(有線電気通信法上認められる場合に限る。)は、次の条件に適合するものであること。

a 当該防災行政無線局を開設する市町村の行政区域内に含まれていること。

b 屋外用拡声方式を併用するものであること。

G～M (略)

カ～ク (略)

ケ 防災行政無線局の多重回線の使用

都道府県又は市町村の防災行政用以外の用途の通信系について、防災行政無線局の多重回線を利用することが回線構成、運用形態及び周波数の有効利用の見地から、全体的な通信系として効率的かつ合理的である場合は、当該都道府県又は市町村の防災行政無線局の多重回線を使用すること。

なお、この場合においては、防災行政無線局の通信が優先して確保されるよう

する公共業務用の無線局とする。

イ～エ (略)

オ 通信系別の審査は次の規定により行う。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 同報系

A (略)

B 防災行政用の同報通信系又はデジタル同報通信系の固定局の無線設備

(A) (略)

(B) 無線設備を共用する場合は、防災行政用の当該固定局の通信可能区域に、当該固定局の無線設備を共用する防災行政用以外の同報通信系又はデジタル同報通信系の固定局の通信可能区域が含まれるものであること。

(C) (略)

C～E (略)

F 同報子局等(テレコントロール用又はテレメーター用のものを除く。)は、次の条件に適合するものであること。

(A)～(D) (略)

(E) 同報子局等(再送信子局を含む。)を有線電気通信設備に接続する場合(有線電気通信法上認められる場合に限る。)は、次の条件に適合するものであること。

a 当該防災行政用無線局を開設する市町村の行政区域内に含まれていること。

b 屋外用拡声方式を併用するものであること。

G～M (略)

カ～ク (略)

ケ 防災行政用無線局の多重回線の使用

都道府県又は市町村の防災行政用以外の用途の通信系について、防災行政用無線局の多重回線を利用することが回線構成、運用形態及び周波数の有効利用の見地から、全体的な通信系として効率的かつ合理的である場合は、当該都道府県又は市町村の防災行政用無線局の多重回線を使用すること。

なお、この場合においては、防災行政用の通信が優先して確保されるよう

に配置されているものであること。

コ 電気通信事業者が設置する回線の利用

固定回線に電気通信事業者が設置する回線を利用する場合は、防災行政無線局のみで構成されたものと同等以上の信頼性を確保するため、次の条件を満たすものであること。

(ア)～(オ) (略)

サ 通信事項が水防事務に関する事項の無線局を通信の相手方とする場合の通信事項

通信事項が水防事務に関する事項の無線局を通信の相手方とする場合の通信事項は水防の任務を遂行するために必要な通信であること。

シ～ス (略)

別表(1)―1 都道府県デジタル総合通信系の周波数等の使用計画について

(1) 周波数割当て

A・B (略)

C 所要D/U (21dB) を満足する場合は、同一周波数の繰り返し割当てを行い、周波数の有効利用を図ること。ただし、消防が使用するデジタル移動通信系のSCPC方式と共用する周波数帯域においては、次のとおりとすること。

(A) 将来的に当該周波数帯域を消防が使用する無線局のみに使用させることを目指し、現に当該周波数帯域を使用する都道府県デジタル総合通信系の無線局の免許を受けている者を除き、当該周波数帯域の高群の通話用周波数は割り当てないこと。なお、当該通話用周波数を割り当てる場合には、その者が現に免許を受けている都道府県デジタル総合通信系の無線局の種別、周波数、占有周波数帯幅及び移動範囲の範囲内であること。

(B) (略)

(2) 周波数の指定

A 中継基地局

(A) 通話用周波数

A (略)

B 周波数の指定方法

高群の通話用周波数よりaによる周波数の数を指定すること。この場合、災害時における広域応援体制を踏まえ、市町村等が開設する市町村デジタル移動通信系(消防が使用するデジタル移動通信系(TDMA方式に限る。))を含む。

に配置されているものであること。

コ 電気通信事業者が設置する回線の利用

固定回線に電気通信事業者が設置する回線を利用する場合は、防災行政無線局のみで構成されたものと同等以上の信頼性を確保するため、次の条件を満たすものであること。

(ア)～(オ) (略)

サ 水防用の無線局を通信の相手方とする場合の通信事項

水防用の無線局を通信の相手方とする場合の通信事項は水防の任務を遂行するために必要な通信であること。

シ～ス (略)

別表(1)―1 都道府県デジタル総合通信系の周波数等の使用計画について

(1) 周波数割当て

A・B (略)

C 所要D/U (21dB) を満足する場合は、同一周波数の繰り返し割当てを行い、周波数の有効利用を図ること。ただし、消防用のデジタル移動通信系のSCPC方式と共用する周波数帯域においては、次のとおりとすること。

(A) 将来的に当該周波数帯域を消防用の無線局のみに使用させることを目指し、現に当該周波数帯域を使用する都道府県デジタル総合通信系の無線局の免許を受けている者を除き、当該周波数帯域の高群の通話用周波数は割り当てないこと。なお、当該通話用周波数を割り当てる場合には、その者が現に免許を受けている都道府県デジタル総合通信系の無線局の種別、周波数、占有周波数帯幅及び移動範囲の範囲内であること。

(B) (略)

(2) 周波数の指定

A 中継基地局

(A) 通話用周波数

A (略)

B 周波数の指定方法

高群の通話用周波数よりaによる周波数の数を指定すること。この場合、災害時における広域応援体制を踏まえ、市町村等が開設する市町村デジタル移動通信系(消防用のデジタル移動通信系(TDMA方式に限る。))を含む。

む。以下この別表(1)―1において同じ。)の陸上移動局との応援通信を確保するため、市町村デジタル移動通信系の使用周波数帯と共用する周波数ブロックから、最低1の周波数を指定すること。

(B) (略)

(C) 市町村デジタル移動通信系と周波数を共用する場合の追加割当基準

a (略)

b 災害時に、市町村等ごと(この場合、消防が使用するデジタル移動通信系(TDMA方式に限る。)は別系統とする。)の専用通信回線を確保するため、市町村デジタル移動通信系ごとに1の専用通信回線(2スロット)を確保することとし、必要に応じてaにより指定する周波数の数を超えて割り当てることとする。

B～E (略)

(3) (略)

別表(1)―2 市町村デジタル移動通信系の周波数等の使用計画について

(1) 周波数割当て

A・B (略)

C 所要D/U(21dB)を満足する場合は、同一周波数の繰り返し割当てを行い、周波数の有効利用を図ること。ただし、消防が使用するデジタル移動通信系のSCPC方式と共用する周波数帯域においては、次のとおりとすること。

(A)・(B) (略)

D (略)

(2)・(3) (略)

別表(1)―3・4 (略)

(2) (略)

(3) 公共業務用(通信事項が防災対策に関する事項の無線局(中央防災用の無線局に限る。))の場合に限る。)

ア 中央防災用無線局の審査は、次により行う。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 通信事項は、防災対策に関する事項であること。

(エ)～(キ) (略)

イ 緊急連絡用回線(非常災害時(訓練時を含む。))における、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県庁(都道府県の地域防災計画に基づき、災害対策

以下この別表(1)―1において同じ。)の陸上移動局との応援通信を確保するため、市町村デジタル移動通信系の使用周波数帯と共用する周波数ブロックから、最低1の周波数を指定すること。

(B) (略)

(C) 市町村デジタル移動通信系と周波数を共用する場合の追加割当基準

a (略)

b 災害時に、市町村等ごと(この場合、消防用のデジタル移動通信系(TDMA方式に限る。)は別系統とする。)の専用通信回線を確保するため、市町村デジタル移動通信系ごとに1の専用通信回線(2スロット)を確保することとし、必要に応じてaにより指定する周波数の数を超えて割り当てることとする。

B～E (略)

(3) (略)

別表(1)―2 市町村デジタル移動通信系の周波数等の使用計画について

(1) 周波数割当て

A・B (略)

C 所要D/U(21dB)を満足する場合は、同一周波数の繰り返し割当てを行い、周波数の有効利用を図ること。ただし、消防用のデジタル移動通信系のSCPC方式と共用する周波数帯域においては、次のとおりとすること。

(A)・(B) (略)

D (略)

(2)・(3) (略)

別表(1)―3・4 (略)

(2) (略)

(3) 国家行政用(中央防災用の無線局に限る。)

ア 中央防災用無線局の審査は、次により行う。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 通信事項は、防災事務に関する事項であること。

(エ)～(キ) (略)

イ 緊急連絡用回線(非常災害時(訓練時を含む。))における、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県庁(都道府県の地域防災計画に基づき、災害対策本

本部が設置される機関をいう。以下同じ。)との間の固定通信路をいう。以下同じ。)の審査は、以下により行う。

(ア) 対象無線局

A 内閣府所属固定局であって、通信事項が防災事務に関する事項であるもの

B 国土交通省所属固定局であって、通信事項が水防道路に関する事項(災害対策・水防に関する事項を除く。)、災害対策・水防に関する事項、道路交通情報通信に関する事項又は狭域通信に関する事項(有料道路自動車料金収受に関する事項を除く。)であるもの

C 各都道府県所属固定局であって、通信事項が防災行政事務に関する事項又は水防事務に関する事項又は消防に関する事項であるもの

(イ)～(ウ) (略)

(4) 公共業務用(通信事項が消防に関する事項の無線局の場合に限る。)

通信事項が消防に関する事項の無線局の審査は次の基準により行う。

ア～オ (略)

カ 防災・消防ヘリコプター画像伝送システムの審査は、次の基準により行う。

(ア) 通信の相手方

災害時及び訓練時等においては、防災用ヘリコプターと消防用ヘリコプターとの相互活用及び防災関係機関相互間で災害対策のため適切な無線局の運用が求められることから、通信の相手方は次表のとおりであること。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

	局種	携帯基地局	携帯局
<u>通信事項</u>			
<u>防災行政事務に関する事項</u>		免許人所属の携帯局及び他の防災関係機関所属の携帯局	免許人所属の携帯基地局及び携帯局並びに他の防災関係機関所属の携帯基地局及び携帯局
<u>消防事務に関する事項</u>		免許人所属の携帯局、消防機関所属の携帯局及び防災関係機関所属の携帯局	免許人所属の携帯基地局及び携帯局、消防機関所属の携帯基地局及び携帯局並びに防災関係機関所属の携帯基地局及び携帯局

(イ)～(オ) (略)

キ (略)

部が設置される機関をいう。以下同じ。)との間の固定通信路をいう。以下同じ。)の審査は、以下により行う。

(ア) 対象無線局

A 内閣府所属防災用固定局

B 国土交通省所属水防道路用固定局

C 各都道府県所属防災行政用又は水防用固定局

(イ)～(ウ) (略)

(4) 消防用

消防用無線局の審査は次の基準により行う。

ア～オ (略)

カ 防災・消防ヘリコプター画像伝送システムの審査は、次の基準により行う。

(ア) 通信の相手方

災害時及び訓練時等においては、防災用ヘリコプターと消防用ヘリコプターとの相互活用及び防災関係機関相互間で災害対策のため適切な無線局の運用が求められることから、通信の相手方は次表のとおりであること。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

	局種	携帯基地局	携帯局
<u>無線局の目的</u>			
<u>防災行政用</u>		免許人所属の携帯局及び他の防災関係機関所属の携帯局	免許人所属の携帯基地局及び携帯局並びに他の防災関係機関所属の携帯基地局及び携帯局
<u>消防用</u>		免許人所属の携帯局、消防機関所属の携帯局及び防災関係機関所属の携帯局	免許人所属の携帯基地局及び携帯局、消防機関所属の携帯基地局及び携帯局並びに防災関係機関所属の携帯基地局及び携帯局

(イ)～(オ) (略)

キ (略)

(5) 公共業務用、放送事業用又は一般業務用(防災相互通信用に割り当てられている周波数を使用する無線局の場合に限る。)

ア 免許方針

(ア)～(エ) (略)

(オ) 無線局の目的

無線局の目的については、当該無線局を開設する機関がそれぞれの職務を遂行するために無線局を開設する場合と同様であること。ただし、防災相互通信用に割り当てられている周波数のみにより開設する無線局の場合は、公共業務用であること。無線局の目的については、公共業務用であること。

(カ) (略)

(キ) 通信事項

A 指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地方公共団体所属の無線局の場合は、当該機関及び地方公共団体がそれぞれの職務を遂行するために開設する無線局と同様(例：警察事務に関する事項、海上保安事務に関する事項、防災行政事務に関する事項、消防事務に関する事項、鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項等)であること。ただし、防災相互通信用に割り当てられている周波数のみにより開設する無線局の場合は、防災対策に関する事項であること。

B (略)

(ク) 既設の無線局の取扱い等

通信事項が防災行政事務に関する事項及び消防事務に関する事項の無線局を開設する者については、防災相互通信を行うための専用の無線局を開設するほか、他の陸上移動業務及び携帯移動業務の無線局についても、防災相互通信用に割り当てられている周波数を併有することができるものとする。

ただし、災害時に統制等を行う中心となる基地局又は携帯基地局にあつては、防災相互通信用に割り当てられている周波数により独立して運用できる無線設備を有しているものであること。

(ケ) (略)

(6) 公共業務用(通信事項が電気事業に関する事項の無線局(以下この(6)において

(5) 防災相互通信用

ア 免許方針

(ア)～(エ) (略)

(オ) 無線局の目的

A 指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地方公共団体が開設する無線局の目的については、当該機関がそれぞれの職務を遂行するために無線局を開設する場合と同様(例：警察用、海上保安用、防災行政用、消防用、鉄道軌道事業用等)であること。ただし、防災相互通信用の周波数のみにより開設する無線局の場合は、防災対策用であること。

B 地域防災関係団体所属の無線局の場合は、防災対策用であること。

(カ) (略)

(キ) 通信事項

A 指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地方公共団体所属の無線局の場合は、当該機関及び地方公共団体がそれぞれの職務を遂行するために開設する無線局と同様(例：警察事務に関する事項、海上保安事務に関する事項、防災行政事務に関する事項、消防の任務に関する事項、鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項等)であること。ただし、防災相互通信用の周波数のみにより開設する無線局の場合は、防災対策に関する事項であること。

B (略)

(ク) 既設の無線局の取扱い等

防災行政用及び消防用の無線局を開設する者については、防災相互通信を行うための専用の無線局を開設するほか、他の陸上移動業務及び携帯移動業務の無線局についても、防災相互通信用周波数を併有することができるものとする。

ただし、災害時に統制等を行う中心となる基地局又は携帯基地局にあつては、原則として防災相互通信用の周波数により独立して運用できる無線設備を有しているものであること。

(ケ) (略)

(6) 電気事業用

「電気事業用無線局」という。)の場合に限る。)

電気事業用無線局の審査は、次の基準により行う。

ア (略)

イ 6.5GHz帯、7.5MHz帯又は12GHz帯(12.2GHzを超え12.44GHz以下)の周波数の電波を使用し、多重通信方式により通信系を構成する固定局の審査は、別紙2第2の4(4)及び別紙2第2の4(5)のほか次の基準により行う。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 電気事業用無線局のうち、固定局の多重無線設備と電力会社及び特高需要家等(特別高圧(7,000Vを超えるもの)の電気を受電している需要家及び地方公共団体の発電所をいう。)が共同設置した有線電気通信設備との接続を行う場合の審査は、(ア)から(ウ)までの基準のほか、次の基準により行う。

A・B (略)

ウ～オ (略)

(7) 公共業務用(通信事項が鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項、列車防護警報に関する事項、索道用搬機の安全運行に関する事項又は一般乗合旅客自動車等の安全運行に必要な事項の無線局の場合に限る。)又は一般業務用(通信事項が海上運送事業に関する事項の無線局の場合に限る。)

鉄道、バス等により貨物又は旅客運送を行う者が主に貨物又は旅客の安全、円滑な運送を確保するために開設する固定局(自動中継回線用固定局に限る。)並びに基地局及び陸上移動局(以下この(7)において「貨客運送事業用無線局」という。)の審査は、次の基準により行う。

ア～ク (略)

別表(7)

区分	無線局の目的	通信の相手方	通信事項
鉄道事業者 軌道事業者	<u>公共業務用</u>	1 固定局の場合 免許人所属の(何)固定局	鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項 列車防護警報に関する事項
索道事業者		2 基地局の場合 免許人所属の陸上移動局及び受信設備	索道用搬機の安全運行に関する事項
一般乗合旅客		3 陸上移動	一般乗合旅客

電気事業用の無線局の審査は、次の基準により行う。

ア (略)

イ 6.5GHz帯、7.5MHz帯又は12GHz帯(12.2GHzを超え12.44GHz以下)の周波数の電波を使用し、多重通信方式により通信系を構成する固定局の審査は、別紙2第2の4(4)及び別紙2第2の4(5)のほか次の基準により行う。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 電気事業用固定局の多重無線設備と電力会社及び特高需要家等(特別高圧(7,000Vを超えるもの)の電気を受電している需要家及び地方公共団体の発電所をいう。)が共同設置した有線電気通信設備との接続を行う場合の審査は、(ア)から(ウ)までの基準のほか、次の基準により行う。

A・B (略)

ウ～オ (略)

(7) 貨客運送事業用

鉄道、バス等により貨物又は旅客運送を行う者が貨物又は旅客の安全、円滑な運送を確保することを主たる目的として開設する固定局(自動中継回線用固定局に限る。)並びに基地局及び陸上移動局(以下この(7)において「貨客運送事業用無線局」という。)の審査は、次の基準により行う。

ア～ク (略)

別表(7)

区分	無線局の目的	通信の相手方	通信事項
鉄道事業者 軌道事業者	<u>鉄道軌道事業用</u>	1 固定局の場合 免許人所属の(何)固定局	鉄道・軌道の貨客車の安全運行に必要な事項 列車防護警報に関する事項
索道事業者		2 基地局の場合 免許人所属の陸上移動局及び受信設備	索道用搬機の安全運行に必要な事項
一般乗合旅客	<u>自動車運送事</u>	3 陸上移動	一般乗合旅客

客自動車運送事業者		局の場合 免許人所 属の基地局 及び陸上移 動局	自動車等の安全運行に必要な事項
一般貸切旅客自動車運送事業者			
特定旅客自動車運送事業者			
一般旅客定期航路事業者	<u>一般業務用</u>		海上運送事業に関する事項
特定旅客定期航路事業者			
旅客不定期航路事業者			

(注) (略)

(8) 公共業務用(通信事項が水防事務に関する事項の無線局(以下「水防事務無線局」という。))の場合に限る。)

ア 水防事務無線局の審査は、次の基準によるほか、2(1)の基準に準じて行う。

水防事務無線局の法令別、用途別の例示を参考に示す。

(参考) 水防事務無線局の例示

客自動車運送事業者	<u>業用</u>	局の場合 免許人所 属の基地局 及び陸上移 動局	自動車の安全運行に必要な事項	
一般貸切旅客自動車運送事業者				<u>一般貸切旅客自動車の安全運行に関する事項</u>
特定旅客自動車運送事業者				<u>特定旅客自動車の安全運行に関する事項</u>
一般旅客定期航路事業者	<u>海上運送事業用</u>		海上運送事業に関する事項	
特定旅客定期航路事業者				
旅客不定期航路事業者				

(注) (略)

(8) 水防用

ア 水防用無線局の審査は、次の基準によるほか、2(1)の基準に準じて行う。

イ 水防用無線局とは、水防事務の用に供する無線局をいい、ダム、堰、水門、堤防、水位観測所等の施設又はこれらの施設の管理事務所等に開設される無線局であって、次のように、専ら水防事務の用に供されるものをいう。

(ア)～(エ) (略)

水防用無線局の法令別、用途別の例示を参考に示す。

(参考) 水防用無線局の例示

国土交通省マイクロ回線向けの固定局	都道府県等が県庁等に開設する固定局であって、国土交通省が開設する <u>通信事項が水防道路に関する事項(災害対策・水防に関する事項を除く。)</u> 及び <u>災害対策・水防に関する事項</u> の固定局のみを通信の相手方とし、国土交通省との間の水防に関する連絡の用に供するもの
(略)	(略)

イ・ウ (略)

- (9) 公共業務用(通信事項が水防道路に関する事項(災害対策・水防に関する事項を除く。)及び災害対策・水防に関する事項の無線局(以下「水防道路無線局」という。)の場合に限る。)

国土交通省が開設する水防道路無線局の審査は、次の基準により行う。ただし、路側通信システムの無線局の審査は3(11)により、道路交通情報通信システムの無線局の審査は3(12)により、狭域通信システムの無線局の審査は3(13)により行う。

ア・イ (略)

- (10) 公共業務用(通信事項が土地改良事業に関する事項の無線局の場合に限る。)
当該無線局(テレメーター、テレコントロール及び放流警報用のものを除く。)の審査は次の基準により行う。

ア～エ (略)

- (11) 公共業務用(通信事項がガス事業に関する事項の無線局の場合に限る。)

ア～エ (略)

- (12) (略)

- (13) 18GHz帯の周波数の電波を使用する無線局

ア (略)

イ 18GHz帯公共業務用固定局(設備規則第58条の2の9の2に規定する公共業務用固定局のうち、17.82GHzを超え17.85GHz以下及び18.57GHzを超え18.6GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)の審査は、次の基準により行う。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 伝送の質

A 伝送の質の判定

国土交通省マイクロ回線向けの固定局	都道府県等が県庁等に開設する固定局であって、国土交通省が開設する <u>水防道路用</u> の固定局のみを通信の相手方とし、国土交通省との間の水防に関する連絡の用に供するもの
(略)	(略)

ウ・エ (略)

- (9) 水防道路用

国土交通省が開設する水防道路用陸上移動業務等の無線局の審査は、次の基準により行う。ただし、路側通信システムの無線局の審査は3(11)により、道路交通情報通信システムの無線局の審査は3(12)により、狭域通信システムの無線局の審査は3(13)により行う。

ア・イ (略)

- (10) 土地改良事業用
土地改良事業用無線局(テレメーター、テレコントロール及び放流警報用のものを除く。)の審査は次の基準により行う。

ア～エ (略)

- (11) ガス事業用

ア～エ (略)

- (12) (略)

- (13) 18GHz帯の周波数の電波を使用する無線局

ア (略)

イ 18GHz帯公共業務用固定局(設備規則第58条の2の9の2に規定する公共業務用固定局のうち、17.82GHzを超え17.85GHz以下及び18.57GHzを超え18.6GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)の審査は、次の基準により行う。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 伝送の質

A 伝送の質の判定

降雨減衰による1区間当たりの年間回線断時間率が、0.04%/年/1ホップ以下であること。ただし、通信事項が防災行政事務に関する事項の無線局等の重要回線においては、0.01%/年/1ホップ以下、その多段中継の場合においては、0.004%/年/1ホップ以下とすること。

B (略)

(エ) 混信保護

A～C (略)

(14)・(15) (略)

(16) 公共業務用(治安維持対策用に割り当てられている周波数を使用する無線局の場合に限る。)

治安維持の業務をつかさどる行政機関が当該機関相互間において治安維持対策に関する通信(以下この(16)において「治安維持対策通信」という。)を行うために開設する無線局の審査は、次の基準により行う。

ア～エ (略)

オ 無線局の目的

無線局の目的は、公共業務用であること。

カ・キ (略)

(17) 公共業務用(通信事項が道路管理に関する事項の無線局(高速道路の管理に使用するものに限る。))の場合に限る。)

通信事項が道路管理に関する事項の陸上移動業務の局(高速道路株式会社法第5条第1項各号の規定に基づいて事業を営む高速道路株式会社のものに限る。)の審査は、次の基準により行う。

ア・イ (略)

(18) 公共業務用(通信事項が水資源開発に関する事項の無線局の場合に限る。)
通信事項が水資源開発に関する事項の陸上移動業務の局の審査は、次の基準により行う。

ア・イ (略)

(19) 公共業務用(通信事項が上下水道事業に関する事項の無線局の場合に限る。)
(略)

降雨減衰による1区間当たりの年間回線断時間率が、0.04%/年/1ホップ以下であること。ただし、防災行政用等の重要回線においては、0.01%/年/1ホップ以下、その多段中継の場合においては、0.004%/年/1ホップ以下とすること。

B (略)

(エ) 混信保護

A～C (略)

(14)・(15) (略)

(16) 治安維持対策用

治安維持の業務をつかさどる行政機関が当該機関相互間において治安維持対策に関する通信(以下この(16)において「治安維持対策通信」という。)を行うために開設する無線局の審査は、次の基準により行う。

ア～エ (略)

オ 無線局の目的

無線局の目的は、治安維持行政機関がそれぞれの職務を遂行するために無線局を開設する場合と同様(例：警察用、海上保安用等)であること。ただし、治安維持対策用の周波数のみにより開設する無線局の場合は、治安維持対策用であること。

カ・キ (略)

(17) 道路管理用(高速道路の管理に使用する場合に限る。)

道路管理のために開設する陸上移動業務の局(高速道路株式会社法第5条第1項各号の規定に基づいて事業を営む高速道路株式会社のものに限る。)の審査は、次の基準により行う。

ア・イ (略)

(18) 水資源開発用
水資源の開発又は維持管理のために開設する陸上移動業務の局の審査は、次の基準により行う。

ア・イ (略)

(19) 上下水道事業用
(略)

(20) 公共業務用(通信事項が安全運転支援に関する事項の無線局の場合に限る。)
通信事項が安全運転支援に関する事項の基地局の審査は、次の基準により行う。

ア (略)

イ 通信の相手方

通信の相手方は、安全運転支援に関する陸上移動局であること。

ウ 通信事項

通信事項は、安全運転支援に関する事項であること。

エ・オ (略)

(21) (略)

3 その他の一般無線局

(1) 一般業務用(通信事項が一般乗用旅客自動車の運行に関する事項の無線局の場合に限る。)

ア～サ (略)

(2) 一般業務用(通信事項が一般業務用通信に関する事項又は漁業通信に関する事項の固定局(同報通信系又はデジタル同報通信系のものを除く。))であって、農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合が開設するもの場合に限る。)

ア 通信事項は、次に掲げるものであること。

(ア) 農業協同組合が開設するもの

一般業務用通信に関する事項

(イ) 漁業協同組合が開設するもの

漁業通信に関する事項

(ウ) 森林組合が開設するもの

一般業務用通信に関する事項

イ～エ (略)

オ 必要とする通信可能区域は、市町村(特別区を含む。以下この(2)において同じ。)の防災行政事務に関する事項の無線局の通信可能区域の範囲に含まれるものであること。

カ (略)

キ 無線設備は、次の条件に適合するものであること。

(ア) 原則として、市町村の通信事項が防災行政事務に関する事項の同報通信系又はデジタル同報通信系の固定局の無線設備を共用するものであること。

(イ)～(キ) (略)

ク (略)

ケ この固定局の運用は、市町村の通信事項が防災行政事務に関する事項の固定

(20) 高度道路交通システム用
高度道路交通システム用の基地局の審査は、次の基準により行う。

ア (略)

イ 通信の相手方

通信の相手方は、高度道路交通システムの陸上移動局であること。

ウ 通信事項

通信事項は、高度道路交通システムに関する事項(高度道路交通システムを用いて通信する車両情報、歩行者情報、信号機情報等をいう。)であること。

エ・オ (略)

(21) (略)

3 その他の一般無線局

(1) 自動車運送事業用(一般乗用旅客自動車運送事業に限る。)

ア～サ (略)

(2) 農業用、漁業用又は林業用(同報通信系又はデジタル同報通信系の固定局に限る。)

ア 通信事項は、次に掲げるものであること。

(ア) 農業協同組合が開設するもの

農業協同組合の業務に関する事項

(イ) 漁業協同組合が開設するもの

漁業協同組合の業務に関する事項

(ウ) 森林組合が開設するもの

森林組合の業務に関する事項

イ～エ (略)

オ 必要とする通信可能区域は、市町村(特別区を含む。以下この(2)において同じ。)の防災行政用無線局の通信可能区域の範囲に含まれるものであること。

カ (略)

キ 無線設備は、次の条件に適合するものであること。

(ア) 原則として、市町村の防災行政用の同報通信系又はデジタル同報通信系の固定局の無線設備を共用するものであること。

(イ)～(キ) (略)

ク (略)

ケ この固定局の運用は、市町村の防災行政用の固定局の運用に支障を与えない

局の運用に支障を与えないものであり、かつ、市町村が必要とするときは、その通信統制に従って運用するものである旨の運用協定を当該市町村との間に締結するものであること。

表 (略)

- (3) 一般業務用(通信事項が自動車の教習に関する事項の無線局の場合に限る。)
通信事項が自動車の教習に関する事項の陸上移動業務の無線局の通信方式は、単向通信方式及び同報通信方式であること。
- (4) 一般業務用(通信事項が山岳遭難防止及び救助に関する事項の無線局の場合に限る。)
通信事項が山岳遭難防止及び救助に関する事項の陸上移動業務の無線局の審査は、次の基準により行う。
(ア)・(イ) (略)
- (5) 一般業務用(通信事項が音響に関する事項の無線局の場合に限る。)
ア～ウ (略)
- (6) 一般業務用(通信事項が地域振興に関する事項の無線局の場合に限る。)
通信事項が地域振興に関する事項の無線局(以下「地域振興に関する事項の無線局」という。)の審査は、次の基準により行う。
ア (略)
イ 根本基準の適用
地域振興に関する事項の無線局は、根本基準第8条に規定するその他の一般無線局に該当するものであること。
ウ (略)
- (7) 一般業務用(通信事項がスポーツ・レジャーに関する事項の無線局(モータースポーツ競技に使用する無線局に限る。))の場合に限る。)
ア～ウ (略)
エ 通信事項
スポーツ・レジャーに関する事項であること。
オ～コ (略)
[参考] (略)
- (8) 一般業務用(通信事項が無線標定に関する事項の無線局(車両位置等自動表示方式の無線局であって、分散送信方式及び分散受信方式のものに限る。))の場合に限る。)
ア (略)
イ 無線設備の工事設計等
(ア) 分散送信方式のAVMシステムに係る無線局

ものであり、かつ、市町村が必要とするときは、その通信統制に従って運用するものである旨の運用協定を当該市町村との間に締結するものであること。

表 (略)

- (3) 自動車教習用
自動車教習のために開設する陸上移動業務の無線局の通信方式は、単向通信方式及び同報通信方式であること。
- (4) 山岳遭難対策用
山岳遭難対策用に開設する陸上移動業務の無線局の審査は、次の基準により行う。
(ア)・(イ) (略)
- (5) 音響業務用
ア～ウ (略)
- (6) 地域振興用
地域振興のために開設する陸上移動業務の無線局(以下「地域振興用無線局」という。)の審査は、次の基準により行う。
ア (略)
イ 根本基準の適用
地域振興用無線局は、根本基準第8条に規定するその他の一般無線局に該当するものであること。
ウ (略)
- (7) スポーツ・レジャー用(モータースポーツ競技に使用する無線局に限る。)
ア～ウ (略)
エ 通信事項
競技及び訓練に関する事項であること。
オ～コ (略)
[参考] (略)
- (8) 無線標定業務用(車両位置等自動表示方式の無線局であって、分散送信方式及び分散受信方式のものに限る。)
ア (略)
イ 無線設備の工事設計等
(ア) 分散送信方式のAVMシステムに係る無線局

A サインポストの無線局

(A) (略)

(B) 通信事項

無線標定に関する事項であること。

(C)～(F) (略)

B・C (略)

(イ) (略)

(9) 一般業務用(通信事項がMCA陸上移動通信に関する事項の無線局の場合に限る。)

ア 一般的審査

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 通信の相手方及び通信事項

A MCA制御局等

(A) (略)

(B) 通信事項

MCA陸上移動通信に関する事項であること。

B (略)

C 機能試験用無線局等

(A) (略)

(B) 通信事項

MCA陸上移動通信に関する事項であること。

(エ)～(サ) (略)

イ (略)

(10) 公共業務用(通信事項が気象・動体の観測データの伝送に関する事項の無線局の場合に限る。)

ア・イ (略)

(11) 公共業務用(通信事項が道路交通情報に関する事項(安全運転支援に関する事項を除く。))の無線局の場合に限る。)

ア (略)

イ 無線局の目的は、公共業務用であること。

ウ 通信事項は、道路交通情報に関する事項(安全運転支援に関する事項を除く。)であること。

A サインポストの無線局

(A) (略)

(B) 通信事項

位置信号業務に関する事項であること。

(C)～(F) (略)

B・C (略)

(イ) (略)

(9) MCA陸上移動通信用

ア 一般的審査

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 通信の相手方及び通信事項

A MCA制御局等

(A) (略)

(B) 通信事項

MCA陸上移動通信に関する事項であること。

なお、機能試験用の陸上移動局を開設する場合は、陸上移動通信に関する事項及び制御局試験に関する事項であること。

B (略)

C 機能試験用無線局等

(A) (略)

(B) 通信事項

陸上移動通信設備試験に関する事項であること。

(エ)～(サ) (略)

イ (略)

(10) 広帯域テレメーター用

ア・イ (略)

(11) 警察用、水防道路用及び道路管理用(路側通信を行う特別業務の局に限る。)

ア (略)

イ 無線局の目的は、警察用、水防道路用又は道路管理用であること。

ウ 通信事項は、道路交通情報に関する事項であること(水防道路用無線局を除く。)

(道路情報の例示) (略)

エ〜キ (略)

ク 誘導式通信線路又は漏洩同軸ケーブル以外の空中線の使用は、次のいずれの条件にも適合する場合に限ること。

(ア) (略)

(イ) 空中線からの電波による電界強度が0.1mV/mを超える範囲内に、他の免許人が開設する同一周波数の無線局の路側通信実施区域又は将来当該申請者以外の者が路側通信を行う無線局を開設することが予想される道路が含まれていないこと。ただし、当該申請者以外の者が路側通信を行う無線局を開設することが予想される道路が含まれている場合であって、将来当該申請者が混信妨害除去のため無線設備の変更等の措置をすることが確実なときは、この限りではない。

ケ (略)

(12) 公共業務用(通信事項が道路交通情報通信に関する事項の無線局の場合に限る。)

ア・イ (略)

(13) 公共業務用(通信事項が狭域通信に関する事項(有料道路自動車料金収受に関する事項を除く。))の無線局の場合に限る。)又は一般業務用(通信事項が狭域通信に関する事項(有料道路自動車料金収受に関する事項)又は狭域通信に関する事項(有料道路自動料金収受に関する事項を除く。))の無線局の場合に限る。)

ア (略)

イ 通信事項

(ア) 有料道路の通行又は利用に係る料金の徴収を自動化するためのシステム(以下この(13)において「有料道路自動料金収受システム」という。)に関する通信を行うものについては、「狭域通信に関する事項(有料道路自動車料金収受に関する事項)」であること。

(イ) 有料道路自動料金収受システムに関する通信以外の通信を行うもの((エ)に規定するものを除く。)については、「狭域通信に関する事項(有料道路自動料金収受に関する事項を除く。)」であること。

(ウ) 道路交通に関する情報の通信を行う通信事項が水防道路に関する事項の無線局については、「狭域通信に関する事項(有料道路自動料金収受に関する事項を除く。)」のみを併せて持つものであること。

(道路情報の例示) (略)

エ〜キ (略)

ク 誘導式通信線路又は漏洩同軸ケーブル以外の空中線の使用は、次のいずれの条件にも適合する場合に限ること。

(ア) (略)

(イ) 空中線からの電波による電界強度が0.1mV/mを超える範囲内に、他の免許人が開設する同一周波数の無線局の路側通信実施区域又は将来当該申請者以外の者が路側通信用の無線局を開設することが予想される道路が含まれていないこと。ただし、当該申請者以外の者が路側通信用の無線局を開設することが予想される道路が含まれている場合であって、将来当該申請者が混信妨害除去のため無線設備の変更等の措置をすることが確実なときは、この限りではない。

ケ (略)

(12) 道路交通情報通信用

ア・イ (略)

(13) 狭域通信用

ア (略)

イ 通信事項

(ア) 有料道路の通行又は利用に係る料金の徴収を自動化するためのシステム(以下この(13)において「有料道路自動料金収受システム」という。)に関する通信を行うものについては、「有料道路自動料金収受に関する事項」であること。

(イ) 有料道路自動料金収受システムに関する通信以外の通信を行うもの((エ)に規定するものを除く。)については、「狭域通信に関する事項(有料道路自動料金収受に関する事項を除く。)」であること。

(ウ) (ア) 及び (イ) の通信を併せて行うものについては「狭域通信に関する事項」であること。

(エ) 道路交通に関する情報の通信を行う水防道路用無線局については、「狭域通信に関する事項(道路交通情報通信に関する事項に限る。)」であること。

ウ (略)

(14) 一般業務用(通信事項が地方行政事務に関する事項の無線局(災害の防止その他構成員の公共的活動を支援するための広報を目的とした同報通信系又はデジタル同報通信系の固定局に限る。))の場合に限る。

ア 無線局の免許主体は、次に掲げる条件のいずれにも該当する団体であること。

(ア) (略)

(イ) 結成基盤となる市町村の長が当該市町村の開設する通信事項が防災行政事務に関する事項の同報通信系又はデジタル同報通信系の固定局の無線設備を共用することを認めたものであること。

(ウ)・(エ) (略)

イ 無線局の目的は、一般業務用であること。

ウ (略)

エ 通信事項は、一般業務通信に関する事項であること。

オ～コ (略)

(15) 公共業務用(通信事項が医療業務に関する事項の無線局の場合に限る。))

ア～オ (略)

4 その他

(1) 外国人が開設する無線局

(2) 一周波同時送受話方式等の無線局

ア (略)

イ 周波数割当て上の詳細審査

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 二波分割の場合

前記アの(ウ)のAは、通信事項が地域振興事務に関する事項の陸上移動通信システムにあつては、陸上移動局及び基地局が、それぞれ規定している周波数のみを送信するものであること。

ウ 災害時における相互応援が想定される無線局等の留意事項

(ア) (略)

(イ) 通信事項が防災行政事務に関する事項の無線局、災害時における緊急重要通信の優先的疎通を確保する必要がある無線局等については、一波送受等で運用中であっても、基地局等において通信統制が可能となるよう考慮されているものであること。

エ 免許に当たっての考え方

(ア) (略)

ウ (略)

(14) 地方行政用(災害の防止その他構成員の公共的活動を支援するための広報を目的とした同報通信系又はデジタル同報通信系の固定局に限る。))

ア 無線局の免許主体は、次に掲げる条件のいずれにも該当する団体であること。

(ア) (略)

(イ) 結成基盤となる市町村の長が当該市町村の開設する防災行政用の同報通信系又はデジタル同報通信系の固定局の無線設備を共用することを認めたものであること。

(ウ)・(エ) (略)

イ 無線局の目的は、地方行政用であること。

ウ (略)

エ 通信事項は、災害の防止その他構成員の公共的活動を支援するための広報に必要な事項であること。

オ～コ (略)

(15) 医療・福祉用(医療業務を行う無線局に限る。))

ア～オ (略)

4 その他

(1) 外国人が開設する無線局

(2) 一周波同時送受話方式等の無線局

ア (略)

イ 周波数割当て上の詳細審査

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 二波分割の場合

前記アの(ウ)のAは、地域振興用陸上移動通信システムにあつては、陸上移動局及び基地局が、それぞれ規定している周波数のみを送信するものであること。

ウ 災害時における相互応援が想定される無線局等の留意事項

(ア) (略)

(イ) 防災行政用無線局等、災害時における緊急重要通信の優先的疎通を確保する必要がある無線局については、一波送受等で運用中であっても、基地局等において通信統制が可能となるよう考慮されているものであること。

エ 免許に当たっての考え方

(イ) 一波送受の無線局工事設計書の記載方法については、次による。

A～B (略)

C 二波分割

(A) (略)

(B) 二周波複信方式の無線局(通信事項が地域振興事務に関する事項の陸上移動通信システム等)において導入する場合には、通信方式の欄に「複信方式」と記載し、参考事項の欄に「TDD」又は「時分割複信方式」と記載されているものであること。

ATIS等については、一波送受と同様の記載方法とする。

(ウ) (略)

(3) 漏えい同軸ケーブル等を使用する無線設備

ア (略)

イ 審査基準

(ア) 地下街において消防用漏えい同軸ケーブル等を使用する場合は、次によること。

A 地下街にあらかじめ漏えい同軸ケーブル等を施設しておき、必要の際に通信事項が消防行政事務に関する事項の陸上移動局又は携帯局の任意の局を漏えい同軸ケーブル等に接続して使用するものは、当該陸上移動局又は携帯局のそれぞれの空中線系としてとらえるものであり、免許規則第2条第6項第3号の規定に基づく告示により共通使用ができるものであること。

B～E (略)

(イ) (略)

(4)～(14) (略)

第3 衛星関係

1 システム別審査基準

(1) 通信衛星を用いて固定衛星業務(放送衛星業務を併せて行う場合を含む。)を行う無線局

ア・イ (略)

ウ 審査要領等

(ア) 無線局の目的

人工衛星局及び地球局にあつては、電気通信業務用であること。また、実験試験局にあつては、実験、試験又は調査の計画等に鑑み適切な無線局の目的となっていること。

(ア) (略)

(イ) 一波送受の無線局工事設計書の記載方法については、次による。

A～B (略)

C 二波分割

(A) (略)

(B) 二周波複信方式の無線局(地域振興用陸上移動通信システム等)において導入する場合には、通信方式の欄に「複信方式」と記載し、参考事項の欄に「TDD」又は「時分割複信方式」と記載されているものであること。

ATIS等については、一波送受と同様の記載方法とする。

(ウ) (略)

(3) 漏えい同軸ケーブル等を使用する無線設備

ア (略)

イ 審査基準

(ア) 地下街において消防用漏えい同軸ケーブル等を使用する場合は、次によること。

A 地下街にあらかじめ漏えい同軸ケーブル等を施設しておき、必要の際に消防用の陸上移動局又は携帯局の任意の局を漏えい同軸ケーブル等に接続して使用するものは、当該消防用の陸上移動局又は携帯局のそれぞれの空中線系としてとらえるものであり、免許規則第2条第6項第3号の規定に基づく告示により共通使用ができるものであること。

B～E (略)

(イ) (略)

(4)～(14) (略)

第3 衛星関係

1 システム別審査基準

(1) 通信衛星を用いて固定衛星業務(放送衛星業務を併せて行う場合を含む。)を行う無線局

ア・イ (略)

ウ 審査要領等

(ア) 無線局の目的

人工衛星局及び地球局にあつては、電気通信業務用、電気通信業務用(一般放送利用を含む。)、電気通信業務用(一般放送用のフィーダーリンクを含む。)又は宇宙運用業務用であること。また、実験試験局にあつては、実験、試験又は調査の計画等にかんがみ適切な無線局の目的と

- (イ) 通信事項
電気通信業務用にあつては、別表2（第3条関係）に記載されている通信事項であること。
- (ウ) (略)
- エ (略)
- 別表1・2 (略)
- 別図 (略)
- 2・3 (略)
- (略)
- 第4 包括免許関係
- 1 (略)
- 2 電気通信業務用特定無線局以外の特定無線局
MCA陸上移動通信を行う特定無線局又はデジタルMCA陸上移動通信を行う特定無線局であつて、850MHzを超え940MHz以下(以下本項において「800MHz帯」という。)の周波数の電波を使用するもの、又は1,455.35MHzを超え1,513MHz以下(以下本項において「1.5GHz帯」という。)の周波数の電波を使用するものであつて、包括免許に係るものの審査は、次の基準により行う。
- (1)～(4) (略)
- (5) 特定無線局の目的
「一般業務用」であること。
- (6)～(10) (略)
- 3 (略)
- 第5 (略)

- なつていること。
- (イ) 通信事項
電気通信業務用及び宇宙運用業務用にあつては、別表2（第3条関係）に記載されている通信事項であること。
- (ウ) (略)
- エ (略)
- 別表1・2 (略)
- 別図 (略)
- 2・3 (略)
- (略)
- 第4 包括免許関係
- 1 (略)
- 2 電気通信業務用特定無線局以外の特定無線局
MCA陸上移動通信を行う特定無線局又はデジタルMCA陸上移動通信を行う特定無線局であつて、850MHzを超え940MHz以下(以下本項において「800MHz帯」という。)の周波数の電波を使用するもの、又は1,455.35MHzを超え1,513MHz以下(以下本項において「1.5GHz帯」という。)の周波数の電波を使用するものであつて、包括免許に係るものの審査は、次の基準により行う。
- (1)～(4) (略)
- (5) 特定無線局の目的
「MCA陸上移動通信用」であること。
- (6)～(10) (略)
- 3 (略)
- 第5 (略)

附 則

この訓令は、平成〇年〇月〇日から施行する。